

地震編

第1章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとする。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 市

市は、次の地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処するものとする。災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 地震防災知識の普及及び教育
- (3) 大規模な地震防災訓練の実施
- (4) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (6) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- (7) 建築物等耐震対策の強化促進
- (8) 危険物等災害予防対策の推進
- (9) 地震防災応急計画の作成指導
- (10) 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- (11) 大震火災対策の推進
- (12) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- (5) 避難の勧告及び指示
- (6) 被災者の救助その他の保護
- (7) 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出

- (8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (10) 防犯、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- (13) 市の施設等の安全措置及び応急復旧
- (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (15) 県その他関係機関への応援要請
- (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防御の措置

3 災害復旧対策

- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- (2) 激甚災害に関する調査及び指定への協力

第2 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (4) 大規模な地震防災訓練の実施
- (5) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (7) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- (8) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- (9) 危険物等災害予防対策の推進
- (10) 地震防災応急計画の作成指導
- (11) 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- (12) 大震火災対策の推進
- (13) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- (5) 避難の勧告及び指示
- (6) 被災者の救助その他の保護
- (7) 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- (8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置

- (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (10) 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- (13) 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (15) 他機関への応援要請
- (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防御の措置

3 災害復旧対策

- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- (2) 激甚災害に関する調査及び指定の促進

第3 指定地方行政機関

1 関東農政局（山梨支局）

- (1) 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- (2) 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
- (4) 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
- (5) 地震防災に関する情報の収集及び報告
- (6) 主要食料等の在庫状況把握

2 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
- (2) 民有林直轄治山事業の実施
- (3) 災害復旧用材（国有林材）の供給

3 東京管区气象台（甲府地方气象台）

- (1) 東海地震に関連する情報等の通報
- (2) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
- (3) 地震情報の発表と伝達
- (4) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
- (5) 異常現象発見の通報に対する適切な措置

4 山梨労働局（山梨労働基準監督署）

- (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
- (2) 事業場内労働者の二次災害の防止

5 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、次の事項を行う。

- (1) 防災上必要な教育及び訓練
- (2) 通信施設等の整備
- (3) 公共施設等の整備
- (4) 災害危険区域等の関係機関への通知

- (5) 官庁施設の災害予防措置
- (6) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- (7) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等
- (8) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- (9) 災害時における復旧資材の確保
- (10) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
- (11) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
- (12) 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
 - ア 地震防災応急対策に係る措置
 - イ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - ウ 中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - エ 大規模な地震に係る防災訓練
 - オ 地震防災上必要な教育及び広報
- (13) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

第4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

- 1 平素における準備
 - (1) 防災関係資料の整備
 - (2) 関係機関との連絡・調整
 - (3) 災害派遣計画の作成
 - (4) 防災に関する教育訓練
 - (5) その他
 - ア 防災関係資機材の点検・整備
 - イ 隊員の非常参集態勢の整備
- 2 災害派遣の準備
 - (1) 県地震災害警戒本部会議への参加
 - (2) 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達
 - (3) 災害派遣初動の準備
 - (4) 災害等情報の収集
 - (5) 通信の確保
 - (6) 要請等の確認及び派遣要領の決定
- 3 災害派遣の実施
 - 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
- 4 撤収及び撤収後の措置

第5 指定公共機関

- 1 東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）
 - (1) 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
 - (2) 列車運転規制措置
 - (3) 旅客の避難、救護体制の確立
 - (4) 列車の運行状況等の広報

- (5) 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
- (6) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- (7) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- 2 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、(株)NTTドコモ（山梨支店）
 - (1) 主要通信の確保
 - (2) 通信疎通状況等の広報
 - (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - (4) 気象警報等の市町村長への伝達
- 3 日本赤十字社（山梨県支部）
 - (1) 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - (2) 応援救護班の体制確立とその準備
 - (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - (4) 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - (7) 義援金の募集及び配分
- 4 日本放送協会（甲府放送局）
 - (1) 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - (2) 非常組織の整備
 - (3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - (4) 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
- 5 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

所轄する高速道路等について、次の事項を行う。

 - (1) 東海地震等に関連する情報の伝達
 - (2) 利用者への広報
 - (3) 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - (4) 緊急輸送を確保するための措置
- 6 日本通運株式会社（山梨支店）
 - (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - (3) 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立
- 7 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - (1) 電力供給施設の災害予防措置
 - (2) 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- 8 日本郵便株式会社（市内各郵便局）
 - (1) 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置

- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (5) 郵便局窓口業務の維持
- (6) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第6 指定地方公共機関

- 1 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - (1) 地域住民に対する各種情報等の報道
 - (2) 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - (3) 日本放送協会に準ずる措置
- 2 輸送機関（山梨交通株式会社、社団法人山梨県トラック協会）
 - (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - (3) 各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備
- 3 ガス供給機関（日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会）
 - (1) ガス供給施設の保安整備
 - (2) 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - (3) 被災地に対するガス供給体制の確立
- 4 医師会（笛吹市医師会）
 - (1) 被災者に対する救護活動の実施
 - (2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

第7 笛吹警察署

- 1 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- 2 被災者の救出、救護
- 3 行方不明者の搜索
- 4 死体の検視（見分）
- 5 交通規制及び交通秩序の確保
- 6 緊急通行（輸送）車両の確認及び証明書等の交付
- 7 治安の維持、犯罪の予防、その他社会秩序の維持

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 笛吹農業協同組合及びフルーツ山梨農業協同組合
 - (1) 農作物の災害応急対策の指導
 - (2) 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立
 - (3) 農業生産資材等の確保、斡旋体制の確立
 - (4) 農作物の供給調整体制の確立
- 2 笛吹市商工会
 - (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立

- (2) 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - (3) 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
 - 3 病院等医療施設の管理者
 - (1) 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - (2) 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - (3) 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
 - 4 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - (1) 児童・生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - (2) 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - (3) 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - (4) 災害時における収容者の保護受入れの準備
 - (5) 火気使用及び実験学習の中止
 - (6) 応急医薬品の整備
 - 5 公共施設等の施設管理者
 - (1) 避難訓練の実施
 - (2) 災害時における応急対策
 - 6 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - (1) 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - (2) 民間賃貸住宅の情報の提供
 - (3) 民間賃貸住宅の円滑な提供
- 第9 その他の公共的団体**
- 1 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、笛吹市社会福祉協議会）
 - (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - (2) ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保
 - 2 山梨県ボランティア協会
 - (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - (2) ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保

第2節 笛吹市の地盤の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「笛吹市の概況」を準用する。

第3節 東海地震の被害想定

第1 基本的な考え方

1 被害想定調査報告書の目的

県は、中央防災会議（内閣府）による新たな東海地震の想定震源域や想定震度分布の公表、東海地震防災対策強化地域の見直しなどを踏まえ、平成15年度、16年度の2か年計画により東海地震の被害想定調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」をまとめた。

今後、市は、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を市が進める具体的な地震防災対策に資する基礎資料とし、食料・防災資機材の備蓄、耐震化対策等を推進する。

このほか、本市に影響を及ぼす地震としては、東海地震のほか、南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）、山梨県内及び県境に存在する活断層による地震が考えられるが、これらの地震の被害想定については、資料編に掲載する「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」に定めるところによる。

資料編 ○山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）

2 調査の前提条件等

(1) 調査の前提条件

本調査の前提条件は、次のとおりである。

想 定 地 震	東海地震（マグニチュード8.0）
想 定 の 季 節 ・ 時 間 帯	①冬の朝5時、②春秋の昼12時、③冬の夕方18時
予 知 ケ ー ス	①予知なし、②予知あり

※ 今回想定した東海地震は、中央防災会議が平成13年に想定震源域を見直した新しい想定震源断層モデルを前提とした。

(2) 想定項目

県は、次の項目について想定を実施した。

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 地震動・液状化の想定 | ⑥ 交通施設被害の想定 |
| ② 斜面崩壊の想定 | ⑦ 人的被害の想定 |
| ③ 建物被害の想定 | ⑧ 生活支障の想定 |
| ④ 火災の想定 | ⑨ 災害シナリオの想定 |
| ⑤ ライフライン施設被害の想定 | |

3 参考時の留意点

本調査報告書を参考にする場合、次の点などに留意する必要がある。

- (1) 本調査における想定調査は精度の確保を図ってはいるが、あくまでも一つの予測（目安）であるため、実際の発災時には被害の状況が想定と異なることも当然予想される。本調査は、被害の想定のみを目的としたものではなく、これを前提条件として地震災害に対する正しい認識を啓発し、具体的な対策へ発展することを目的に実施したものであること。
- (2) 本調査では、建物被害、人的被害などの想定手法の多くにおいては阪神・淡路大震災を基にしているが、同じ直下型の新潟県中越地震と阪神・淡路大震災と比べると被害状況が異

なっている点もうかがえ、また阪神・淡路大震災は直下型地震であり、東海地震は海溝型地震であるため、地震の発生規模や発生パターンによっては被害の傾向が異なる可能性があること。

- (3) 本被害想定の定量的数値には余震の影響は考慮されていないため、余震の影響が大きい場合、余震による直接的な物的被害等が発生したり、ライフラインの復旧を始め災害対策活動が円滑に進まず復旧が長期化したりするなどの影響が考えられること。

第2 想定地震である東海地震について

1 東海地震発生の切迫性

東海地震は、100～150年周期で発生すると考えられており、前回「安政東海地震」（1854年）から150年が経過しており切迫性が高いため、早急な対策を進める必要がある。

2 東海地震防災対策強化地域の指定状況

山梨県においては、丹波山村及び小菅村を除く全市町村が震度6弱以上の揺れが想定される「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられる。

第3 想定結果

県が被害想定調査した本市の想定結果は、次のとおりである。

1 地震動・液状化の想定

県が行った本調査の震度分布と中央防災会議から公開されている震度分布とを総合評価した結果、震度の分布状況を県全体で見ると、南が高く北が低い傾向がある。本市においては、西部から南西部、南部にかけて震度6弱の地域が分布しており、中央部から北部にかけての地域では震度5強の地域が分布しているが、石和町の一部に震度6強の想定されている地域がある。

また、液状化については、石和町内の笛吹川流域で危険度が大きいとされている。

2 斜面崩壊の想定

地震の発生によって、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所が崩壊する危険度判定の結果によると、市内には危険性の高い急傾斜地崩壊危険箇所が30か所、危険性の高い地すべり危険箇所が1か所あるとされている。

急傾斜地崩壊及び地すべり危険箇所数

	ランク A	ランク B	ランク C	計
急 傾 斜 地 崩 壊	30	20	3	53
地 す べ り	1	1	0	2

※ ランク A：危険性が高い ランク B：危険性がある ランク C：危険性が低い

また、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、市内では全壊が5棟、半壊が14棟と想定されている。

斜面崩壊による人家被害戸数

全 壊 棟 数	半 壊 棟 数
5	14

ただし、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の全箇所において対策工が施された

場合、斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、半壊2棟にまで減少し、対策前に比べ大幅に被害を低減できる可能性がある。

3 建物被害の想定

本市の建物棟数は、県内では甲府市に次いで2番目に多い29,680棟であるが、そのうちの81.8%に当たる24,290棟が木造建物であり、木造建物のうちの54.8%が新耐震基準（1981年）以前に建てられたものである。

建設構造別の建物棟数

木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
24,290	1,583	1,837	1,108	862	29,680

建築年代別の木造建物棟数

1950年以前	1951～70年	1971～81年	1982年以降	計
5,871	2,023	5,406	10,990	24,290

想定結果によると、全壊・半壊すると予想される建物は、ほとんどが木造建物であるとされている。

揺れ・液状化による被害棟数

種 類	全壊棟数（率％）	半壊棟数（率％）	大破棟数（率％）	中破棟数（率％）
木 造	224 (0.9)	2,495 (10.3)	103 (0.4)	263 (1.1)
R C 造	5 (0.3)	21 (1.3)	4 (0.3)	10 (0.6)
S 造	14 (0.7)	66 (3.5)	13 (0.7)	24 (1.3)
軽 量 S 造	10 (0.9)	22 (2.0)	5 (0.5)	12 (1.1)
そ の 他	9 (1.0)	88 (10.2)	4 (0.5)	11 (1.3)
合 計	262 (0.9)	2,692 (9.1)	129 (0.4)	320 (1.1)

揺れによる被害棟数

種 類	全壊棟数（率％）	半壊棟数（率％）	大破棟数（率％）	中破棟数（率％）
木 造	150 (0.6)	2,347 (9.7)	29 (0.1)	115 (0.5)
R C 造	1 (0.1)	15 (0.9)	0 (0.0)	4 (0.3)
S 造	7 (0.4)	55 (2.9)	6 (0.3)	13 (0.7)
軽 量 S 造	8 (0.7)	17 (1.5)	3 (0.3)	7 (0.6)
そ の 他	6 (0.7)	81 (9.4)	1 (0.1)	4 (0.5)
合 計	172 (0.6)	2,515 (8.5)	39 (0.1)	143 (0.5)

液状化による被害棟数

種 類	全壊（＝大破）棟数（率％）	半壊（＝中破）棟数（率％）
木 造	74 (0.3)	148 (0.6)
R C 造	4 (0.3)	6 (0.4)
S 造	7 (0.4)	11 (0.6)
軽 量 S 造	2 (0.2)	5 (0.5)
そ の 他	3 (0.3)	7 (0.8)
合 計	90 (0.3)	177 (0.6)

なお、市内のすべての建物が耐震補強・建替えがなされ、新耐震基準なみの強度を持つようになった場合は、全壊棟数が木造建物で22%、建物全体で28%にまで減少すると想定されている。建物の耐震化を推進することによって大きく被害を軽減することができることを示唆している。

対策時の揺れによる全壊棟数

対策時の全壊棟数（対策前との比較）					
木 造	R C 造	S 造	軽量S造	その他	合 計
33 (22%)	1 (100%)	4 (57%)	8 (100%)	2 (33%)	48 (28%)

4 火災の想定

県が想定した季節・時間帯のうち、冬18時が出火5件、焼失棟数11棟と最も多く、冬5時及び春秋12時についてはそれぞれ1件、5棟と想定されているが、予知ありの場合は、火気器具、電熱器具等の使用が差し控えられるため、出火件数、焼失棟数ともになしと想定されている。

出火件数・焼失棟数

	全出火件数	炎上出火件数		消火件数	焼失棟数
		木 造	非木造		
冬5時	1	1	0	1	5
春秋12時	1	1	0	1	5
冬18時	5	2	1	3	11
予知あり	0	0	0	0	0

5 ライフライン施設被害の想定

(1) 上水道

市内の上水道の配水管被害は、約136か所（0.28か所/km）で発生すると想定されている。

また、上水道施設における機能支障（断水）の想定結果は次のとおりである。

上水道機能支障（断水）予測結果 (単位：戸、%)

需要家数	断水需要家数（断水率）			
	直 後	1 日後	2 日後	1 週間後
24,271	17,692 (72.9)	10,224 (42.1)	9,922 (40.9)	931 (3.8)

(2) L P ガス

L P ガスの要点検需要家数は、2,346戸（10.0%）と想定される。L P ガスについては、主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、被害の地域分布は建物被害と似た傾向となる。

L P ガス機能支障予測結果

L P ガス需要家数	要点検需要家数	L P ガス機能支障率
23,520戸	2,346戸	10.0%

(3) 電力

電柱、地中配電線及び架空配電線の物的被害等により、市内では11,052口（38.8％）の需要家に機能支障（停電）が発生すると想定されている。

電力機能支障（停電）予測結果

需要家契約口数	停電需要家契約口数	停電率
28,496戸	11,052戸	38.8%

(4) 電話等情報通信

電柱、地中ケーブル及び架空ケーブルの物的被害により、一般電話施設における通話機能支障は、市内では1,269件（4.0％）発生すると想定されているが、これ以外に輻輳の問題があり、数日間はおかしくなる状況になると考えられる。

携帯電話は、無線と有線の併用による通信システムであるため、一般通話よりも地震の影響は受けにくいと思われるが、完全な無線通信ではないことから、基地局と交換機を結ぶケーブルの被害が想定され、また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し、輻輳が発生する。

一般電話機能支障予測結果

加入件数	通話機能支障件数	通話機能支障率
31,767件	1,269件	4.0%

(5) 下水道

下水道の機能支障は、液状化による管きょ被害により発生し、市内における下水道機能支障人口は、352人（1.2％）と想定されている。

下水道機能支障予測結果

下水道処理区域人口	下水道機能支障人口	下水道機能支障率
30,420人	352人	1.2%

6 交通施設被害の想定

(1) 道路施設

県は、第1次、第2次緊急輸送道路指定路線及びその延長路線を対象に、通行機能支障を想定した。調査では、震度及び液状化危険度で通行支障を想定し、影響度ランクを次の4つに分類して判定した。

個別要因の影響度判定におけるランク分類

影響度ランク	意味
AA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送に重大な影響が発生する可能性がある区間
A	大規模な被害が発生する可能性がある区間、あるいはかなりの確率で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
B	軽微な被害が発生する可能性がある区間、あるいはまれに被害が発生する可能性がある区間
C	被害が発生する可能性がほとんどない区間

市内では次の区間がAランクとされており、その他一部を除いて市内のほとんどの緊急輸送道路がBランクとされている。

市内における道路施設影響度Aランクの区間

路 線 名	区 間
国道137号	御坂町八反田付近から御坂町藤野木付近（新御坂トンネル手前付近）まで
主要地方道甲府笛吹線	石和町河内付近

(2) 鉄道施設

県は、道路施設と同様に影響度ランクを4つに分類して判定し、市内では、中央本線の甲府市境から石和温泉駅を経て春日居町駅に至る区間をBランクと想定している。

なお、甲府駅周辺（Aランクの判定）では震度6強による影響を受けて、大規模な被害ではないものの、通勤・通学者等に多くの帰宅困難者が発生すると想定している。

(3) 河川

県は、県内の主要な河川を対象として、液状化危険度判定結果、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の危険度判定結果をもとに支障影響度を評価した。

市内の河川における影響可能性については、次のように想定される。

ア 液状化による影響箇所

笛吹川及びその支流において、液状化による影響で河川堤防等に被害が発生する可能性があり、また、増水時と重なった場合には、浸水被害等に発展する可能性がある。しかし、甲府盆地内の表層地質は、液状化が発生する危険度が高いといっても、河口の埋立地のような大規模な液状化が発生する危険度は低く、河川堤防の被害もそれほどは大きくないと想定される。

イ 斜面崩壊による影響箇所

市内に、河川被害危険性について「危険度A→被害可能性あり」と判定された急傾斜地崩壊箇所及び地すべり危険箇所はない。

7 人的被害の想定

(1) 死傷者

死者は、発生時間5時、予知なしで12人、予知ありで5人と想定されており、死傷の要因は、建物被害がほとんどである。

要因別死傷者数

(単位：人)

		5 時			12 時			18 時		
		死 者	重傷者	軽傷者	死 者	重傷者	軽傷者	死 者	重傷者	軽傷者
建物被害	予知なし	10	41	367	4	29	259	4	28	246
	予知あり	4	16	141	1	12	99	1	11	95
火災	予知なし	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	予知なし	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	予知あり	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	予知なし	12	43	370	6	31	261	6	30	249
	予知あり	5	17	142	2	13	100	2	12	96

※ 夜間人口：71,025人 昼間人口：64,817人（平成12年国勢調査）

なお、建物の耐震補強・建替えによる耐震化、斜面の対策工の実施及び家具転倒防止器具の設置等の対策を実施した場合は、予知なしでも対策を実施する前の12人から2人にまで死者数を減少することが可能である。建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、対策前の7割程度には人的被害を低減することができる。

対策が進んだ場合の死傷者数想定結果

(単位：人)

	5 時			12 時			18 時		
	死 者	重傷者	中等傷者	死 者	重傷者	中等傷者	死 者	重傷者	中等傷者
予知なし	2	7	47	3	6	34	3	5	33
予知あり	1	2	18	1	1	13	1	1	13

(2) 要救助者

要救助需要は朝5時において最も高く、木造建物における需要が高い。昼間の時間帯には非木造建物での需要も高くなる。非木造建物の救助活動は木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間には夜間に比べて全体の要救助者数は減少するが、非木造建物を中心に困難性は増す可能性がある。

また、防災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。「地震発生時における人命危険要因の解明と対策」(火災予防審議会・東京消防庁 平成11年3月)によれば、住民が6人編成で生き埋め事象の救助活動に当たった場合、要救助者1人を救助するのに要する時間は、木造建物で2.3時間、非木造建物で8.9時間と求められているが、多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間で多くの生き埋め者を救助することが可能である。

要救助者数想定結果

(単位：人)

	5 時			12 時			18 時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
予知なし	45	6	51	15	19	34	14	18	32
予知あり	18	2	20	6	7	13	6	7	13

なお、建物の耐震補強・建替えによる耐震化及び斜面の対策工の実施により、要救助者数を大幅に低減することが可能である。

対策が進んだ場合の要救助者数想定結果

(単位：人)

	5 時			12 時			18 時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
予知なし	10	3	13	4	9	13	4	9	13
予知あり	5	1	6	1	4	5	1	3	4

8 生活支障の想定

(1) 滞留旅客・帰宅困難者

石和温泉・果実郷周辺においては、東海地震の発生又は警戒宣言の発令に伴い、交通機関が停止した場合、1年を通して8月昼間の11,050人を最高に、概ね3,000人から7,000人の滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定される。また、夜間に発生した場合においても、1年

を通して約3,000人から5,000人の滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定される。

石和温泉・果実郷周辺滞留旅客・帰宅困難者数 (単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）発災	3,486	2,868	2,821	7,286	3,063	3,274	5,439	11,050	6,040	5,971	5,101	2,769
夜間（18時～翌10時）発災	3,042	3,132	3,338	3,436	3,100	3,211	2,949	4,180	3,475	3,899	4,724	3,715

(2) 医療機能支障

東海地震が発生した場合、東八代医療圏でも多くの死者・重傷者が発生するため、現状の医療体制では入院患者において対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となると想定される。

医療需給過不足数 (単位：人)

対応可能入院 重傷患者数	要転院患者数	重傷者数+病院 死者数（5時）	対応可能外来 患者数	軽傷者数 （5時）	医療需給過不足数	
					入院患者対応	外来対応
96	60	55	559	370	-19	+189

(3) 住機能支障

ア 短期的住機能支障

県は、発災1日後、1週間後及びライフライン復旧後の約1か月後の避難所生活者数及び避難所外避難者数を想定し、また、避難所生活者数、避難所外避難者数を含めた一時的住居制約者数を推計した。

住居制約者は、市内では発災1日後で11,403人、1週間後で3,366人、1か月後で748人と想定される。発災1日後、1週間後ではその多くはライフライン機能支障によるとされる。

なお、すべての避難所が被害がなく使用可能と仮定した場合、すべての避難者の避難所への収容は可能と想定される。

短期的住機能支障想定結果 (単位：人)

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計
発災1日後	224	259	6,926	7,412	122	140	3,729	3,991	349	399	10,655	11,403
発災1週間後	227	259	1,702	2,188	122	140	916	1,178	349	399	2,618	3,366
発災1か月後	227	259	0	486	122	140	0	262	349	399	0	748

※ 「避難所外避難者」：疎開を含め、親戚・友人宅等避難所以外への避難者

「一時的住居制約者」：地震によって住んでいた住宅が倒壊・流失した者又は家は無事であってもライフラインの途絶によって生活に支障を来す者

避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較 (単位：人)

避難所 収容人数	避難所人口 (1日後)	避難所人口 (1週間後)	避難所人口 (1か月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
24,435	7,412	2,188	486	17,023	22,247	23,949	0.30	0.09	0.02

避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較 (単位：人)

避難所 収容人数	住居制約者 数(1日後)	住居制約者数 (1週間後)	住居制約者数 (1か月後)	収容人数－住居制約者数			住居制約者数／収容人数		
				1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
24,435	11,403	3,366	748	13,032	21,069	23,687	0.47	0.14	0.03

(4) 中期的（発災後約1か月～約1年）・長期的（発災後約1年～数年以降）住機能支障

発災後1か月以降になれば、避難所生活から応急仮設住宅棟への生活へと移行し、また発災後約1年～数年以降になれば、公営住宅等本格的な恒久住宅等での生活へと移行していく。

発災約1か月以降の応急仮設住宅需要は、市内では221戸と想定される。

中長期的住機能支障想定結果 (単位：世帯)

中期的住機能支障	長期的住機能支障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持ち家購入・建替	自宅改修・修理
221	142	21	35	5

(5) 清掃・衛生機能支障

ア 仮設トイレ需要数

地震により上水道・下水道施設が破壊され、トイレが使用できない場合には、トイレ不足が深刻となるが、市では1日後で55基、1週間後で20基の需要が想定される。

仮設トイレ需要量想定結果 (単位：基)

仮設トイレ需要量	
1日後	1週間後
55	20

(6) 瓦礫発生量

建物の倒壊や焼失による被害によって、市内では49,400 t (61,100m³) の住宅・建築物系の瓦礫が発生すると想定される。

このため、市はあらかじめ公共空地等に瓦礫の仮置場を選定しておく必要がある。

住宅・建築物系の瓦礫発生量想定結果

	木造被害による	非木造被害による	焼失による	合 計
重 量	23,100 t	26,000 t	300 t	49,400 t
体 積	43,900m ³	16,600m ³	600m ³	61,100m ³

第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。なお、平成24年8月29日に公表された報告では、本市の最大震度は震度6強とされており、これまで想定されてきた震度6弱を上回る可能性がある。

そのため、市では、県その他関係機関との協力のもと、これまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づき平素から地震防災対策を進める。

なお、首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されていないものの、隣接する甲府市、山梨市が同区域に指定されていることから、本市においても、首都直下地震を念頭に置いた対策を検討する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実計画

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実計画」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

市は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、東海地震が発生した場合、市内では、県指定の緊急輸送道路である国道137号の一部及び地方主要道路甲府笛吹線の一部区間で影響度「ランクA」、他の緊急輸送道路もほとんどの箇所ではランクBの被害を受ける可能性があるとの判定がなされている。緊急輸送道路に被害が発生すると、応急対策活動に大きな支障が生ずるおそれがある。

また、市道の中には、緊急車両の通行が困難な狭隘な道路や危険な箇所もあるため、今後も計画的に改良を図っていくものとし、さらに、次により道路施設等の安全強化を推進していく。

1 道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋梁の整備

大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 トンネルの整備

地震発生時におけるトンネルの安全確保のために、管理トンネルについて点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 都市計画道路の建設推進

地震の規模が甚大であるほど、緊急輸送路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

第2 ため池等の対策

市内には、老朽ため池が10か所点在している。

ため池が災害の際に決壊・流出すると、人畜、家屋等に甚大な被害をもたらす。このため、市は県に対して、引き続き定期的な調査を実施し危険と判断された場合は速やかに必要な整備等を行うよう働きかけていく。

資料編 ○老朽ため池の所在地及び整備状況

第3 土砂災害危険箇所対策

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、市内には危険度Aランクの急傾斜地崩壊危険箇所が30か所、地すべり危険箇所が1か所あり、このほか、危険度Bランクの急傾斜地崩壊危険箇所が20か所、地すべり危険箇所が1か所あるとされ、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の斜面崩壊によって全壊する家屋は5棟、半壊する家屋は14棟と想定されている。

市は、地震を誘因とした崖崩れ等に備えるため、県が実施する土砂災害危険箇所の実態調査の結果等に基づき実態の把握に努めるとともに、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努め、把握した危険箇所については、県等の関係機関と連携して次の土砂災害防止対策を推進し、被害の発生防止に努めるものとする。

1 土石流危険渓流の災害防止

市内には土石流危険渓流が85渓流あるが、危険が予想される渓流に対し、砂防ダム、流路工等一連の砂防事業を積極的に推進するよう県に働きかけ、地域の安全と避難路及び緊急輸送路の確保を図る。

2 急傾斜地等災害危険地の災害防止

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が28か所あり、このうち15か所が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定されている。

指定区域には、県により標識板等の設置による地域住民への周知徹底、定期的な防災パトロールの実施等の崩壊危険区域の保全が図られるとともに、崖崩れを誘発又は助長させるおそれのある行為の規制等の崖地の安全対策が図られる。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図り、急傾斜地等災害危険地における災害発生の防止を推進する。

3 地すべり等崩壊危険地の災害防止

市内には、地すべり危険箇所が2か所あるが、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はない。

地すべり防止区域に指定されると、県により次のような対策がとられる。

- (1) 地すべり防止工事の施工
- (2) 地すべり防止区域を表示する標識の設置
- (3) 地すべりを助長し、誘発する一定の行為の制限
- (4) 防災パトロールの実施

このため、市は、地すべり危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して地すべり防止区域指定の促進を働きかけていく。

4 土砂災害危険箇所における警戒・避難対策

市は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策とし

て、土砂災害危険箇所については、県の指導等を得ながら次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

(1) 事前避難対象地区の指定

東海地震の警戒宣言発令時に事前に避難が必要となる土砂災害危険区域等をあらかじめ事前避難対象地区として指定する。

(2) 避難地・避難所の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該事前避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）が避難する避難地・避難所を併せて指定する。

イ 避難地・避難所の指定に当たっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

(ア) 事前避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

(イ) 地域の実情を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水、通信）についても十分配慮すること。

(ウ) 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

(3) 避難路の設定

ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と避難所とを結ぶ避難経路を設定する。

イ 避難経路の設定に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。

(イ) 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

(ウ) その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

5 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

資 料 編 ○ 地すべり危険箇所一覧 ○ 急傾斜地危険区域一覧 ○ 山地災害危険地一覧 ○ 土石流危険渓流一覧

第4 公共・公益施設等の液状化対策

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、市内で揺れ・液状化によって全壊する棟数は262棟とされ、このうち90棟が液状化によるものと想定されている。

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置に当たって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により、被害を防止する対策を適切に実施する。

なお、県は液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページ等に掲載して、情報提供を行うこととしており、この内容を踏まえて、市も住民に情報の提供を行う。

第5 市街地対策

1 市街地の整備

狭隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施するなど、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

都市公園や緑地は、市街地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難地や救援活動の拠点として防災上重要な役割を持っている。

都市公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も小規模の公園も含めて都市公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

3 緑化の推進

(1) 避難地等の緑化

災害時に避難地として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を生かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第3節 大地震火災対策推進計画

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第5節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 出火予防対策の推進

1 家庭に対する指導

市は、「市民防災マニュアル」等を配布し、また自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図る。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図る。

家庭への周知事項

- ① 地震防災に関する知識の修得
- ② 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- ③ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び対震自動ガス遮断装置付きガスメータ並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- ④ 防災訓練等への積極的参加の促進

2 建築同意制度の効果的活用

市は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進する。

3 防火対象物の防火体制の推進

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。

このため、市は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。

(2) 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。

(3) 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

4 予防査察の強化指導

市は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行う。

5 危険物等の保安確保の指導

市は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、笛吹市火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

資料編 ○危険物施設

6 防火防災思想、知識の普及強化

市は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第2 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 市は、地震直後には、交通障害等により消防自動車の活動が制限されることが予想されるため、地震直後の初期消火に対応するため、自主防災組織に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

また、消防署、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図る。

(2) 市は、危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図る。

(3) 市は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう、年次計画に基づき施設整備を進める。

また、消防水利の位置が地域住民等に明確化できるよう、消防水利の表示等を行う。

2 消防力等の充実整備

(1) 市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時に速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図る。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴を持つ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進する。

(2) 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。市は、すでに締結している相互応援協定の内容充実を図るとともに、新たな協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。

資料編 ○消防力の現況 ○消防水利の現況 ○消防防災施設等整備計画

第4節 生活関連施設の安全対策推進計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

第1 水道施設安全対策の推進

「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、地震発災直後には17,692戸（72.9%）が断水すると想定されている。

水道課は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

1 水道施設の被害予想

取水、配水池、調整池等の基幹施設については、構造自体が耐震性を考慮して造られているので大きな被害は考えられないが、配・送水管は、創設当時敷設された地震に弱い石綿セメント管がほとんどであるので被害が発生するおそれがある。

2 水道水の確保

(1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

(2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

3 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設に当たっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は計画的に敷設替えを推進し、送・配水管の耐震性の強化に努める。

4 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあっては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行いうるよう努める。

5 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

6 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄する。また、平素から製造業者と工事用資機材の優先調達体制の確立や、隣接の水道事業者との応援協力体制の確立に努める。

7 応急給水用機材の備蓄

災害時に、迅速な応急給水活動ができるよう、給水タンク等の整備に努める。

資料編 ○市内指定給水装置工事事業者一覧 ○応急給水用施設・資機材保有状況

第2 下水道施設安全対策の推進

下水道課は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため、次の対策を実施する。

1 下水道施設の被害予想

処理場、ポンプ場等の基幹施設は、耐震構造となっており、下水道の主要な機能に与える影響は少ないものと予想されるが、管路施設については、継手部のズレ、ひび割れなどの被害が一部発生するものと予想される。

2 耐震性の向上

管継手部を抜けにくい構造とし、重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、継手部には可とう性継手の採用により耐震性の向上を図り、震災時の被害軽減に努める。

3 施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

また、電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

4 協力体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について指定工事業者等と連絡協力体制を確立しておく。

資 料 編 ○市内排水設備工事指定工事店一覧

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。

(3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

資料編 ○市内簡易ガス事業者一覧

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- (4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓蒙
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 災害時用公衆電話の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第7 鉄道施設安全対策の推進

J R 東日本は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ 法面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 都市型災害の防止・軽減対策推進計画

都市化の進展等により、大規模な地震が発生した場合には、建築物・建造物等の倒壊・転倒・落下等により、甚大な被害の発生が予想される。このため、建築物の耐震性の確保対策、施設の安全対策等を推進し、被害の発生防止、軽減を図るものとする。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

(1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築に当たっては、耐震・耐火構造建物の促進を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断・耐震補強

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物のうち、災害応急活動の拠点となる市庁舎、支所、避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。

3 建替時等の留意事項

改修や建て替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

(1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施する。

(2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、市立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進に努める。

6 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

7 その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

第2 一般建築物災害予防対策

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その実効が図られているところである。

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、本市における建物の81.8%が木造住宅で、しかも多くが建築年代の古いものとなっている。また、本市の死傷原因は、ほとんどが建物被害によるものとされている。

このため、市は、住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 木造住宅耐震診断の促進

市は、昭和56年以前に建築された木造住宅に対して無料耐震診断を実施している。市ホームページ、広報紙等を通じて、住民に対して当該事業の周知を図り、既存木造住宅の耐震診断・建て替え工事の実施を促進し、震災に強いまちづくりを推進する。

2 耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙やパンフレットの配布等により、耐震補強等の重要性を啓発していく。

3 地震相談窓口の利用

県は、建築住宅課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じているので、市は、広報紙等により県の当該サービスの周知を図るものとする。

4 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を推進するため、また耐震性確保の重要性を住民に周知を図るため、講習会等を開催する。

資料編 ○ 笛吹市木造個人住宅耐震診断支援事業実施要綱

第3 耐震改修促進計画

県は、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して県民の生命、財産を守ることを目的とし、平成19年7月、「山梨県耐震改修促進計画」を策定した。(平成27年度末で、特定建築物に該当する県有施設の耐震化率は100%)

なお、市は、平成21年7月、『笛吹市耐震建築促進計画』を策定し、住宅、建築物の所有者等の取り組みを支援するための必要な施策を講じることとし、県、建築関係団体、自治会等と連携を図るものとする。

第4 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に多くのブロック塀・石塀が倒壊し、新たな災害要因としてその危険性が注目された。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていなかったことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。

また、特に通学路・避難路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨していく。

第5 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の建築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難道路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対 策 実 施 者	措 置 等
横 断 歩 道 橋	管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交 通 信 号 等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
電 柱 街 灯 等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看 板 広 告 物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブ ロ ッ ク 塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガ ラ ス 窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自 動 販 売 機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹 木 ・ 煙 突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第6 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市は、笛吹市消防本部予防課と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 地震防災応急計画作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第6節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画

一般災害編第2章第4節「防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画」を準用する。

第7節 広域応援体制整備計画

大規模地震発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結の推進

市は、県内外の市町村、事務組合、防災関係機関、民間事業所等と各種応援協定等を締結している。今後も近隣市等と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に一層努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村等との相互応援協定の締結、具体化について、今後検討を図っていく。

都道府県・市町村等との相互応援協定等

協定名	協定先	締結日等	協定内容
中央自動車道 消防相互応援 協定書	上野原市、大月市、都留市、富士五湖 広域行政事務組合、富士吉田市、西桂 町、富士河口湖町、東山梨行政事務組 合、甲州市、東八代広域行政事務組 合、甲府地区広域行政事務組合、甲府 市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広 域行政事務組合、韮崎市、北杜市	平成18年6月14日 (施行)	火災・救急事 故対応
山梨市・甲州 市・笛吹市消 防団消防相互 応援協定書	山梨市、甲州市	平成18年3月20日	消防活動
大規模災害等 発生時におけ る相互応援に 関する協定書	甲府市、富士吉田市、都留市、大月 市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、 北杜市、上野原市、山梨市、甲州市、 中央市	平成19年1月12日	応急・復旧応 援
災害時におけ る相互応援に 関する協定書	千葉県館山市	平成19年7月6日	応急・復旧応 援
災害時におけ る相互応援に 関する協定書	新潟県胎内市	平成20年8月19日	応急・復旧応 援
大規模災害発 生時における 相互応援に関 する協定書	山梨県内13市(甲府市、富士吉田市、 都留市、大月市、韮崎市、南アルプス 市、甲斐市、北杜市、上野原市、山梨 市、甲州市、中央市)	平成19年1月12日	資機材の供給 提供、救援救 助、救護、施 設提供、職員 派遣等
災害時の相互 応援に関する 協定	富士河口湖町	平成23年7月27日	応急・復旧応 援
災害時におけ る相互応援に 関する協定書	千葉県一宮町	平成24年2月15日	応急・復旧応 援
全国 鶴 飼 サ	全国鶴飼サミット関連自治体の5市	平成24年10月26日	応急・復旧応

ミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定書	(岐阜県岐阜市、岐阜県関市、愛知県犬山市、山口県岩国市、茨城県日立市)		援
	愛媛県大洲市、広島県三次市の2市	平成25年10月15日	
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	首都圏1都5県の64市町村	平成25年7月12日	応急・復旧応援
山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	平成27年11月26日	県の要綱に基づく山梨県・市町村被災者生活再建支援金の支給
災害時における相互応援に関する協定書	埼玉県行田市	平成29年10月13日	応急・復旧応援
災害時相互支援にかかる共同宣言	各務原市、京都市、宇治市、有田市、三次市、大洲市、朝倉市、うきは市、日田市、岐阜市、関市、犬山市、岩国市、日立市	平成24年10月25日	応急・復旧応援

指定地方行政機関等との協定等締結状況

協定名	協定先	締結日等	協定内容
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年1月12日	被災状況の情報共有、情報連絡員（リエゾン）の派遣

民間事業者等との応援協定等締結状況

協定名	協定先	締結日等	協定内容
災害時の公共土木施設等の応急対策業務に関する協定	笛吹市沿岸建設安全推進協議会	平成19年9月27日	機能確保、復旧
災害時の水道施設等の応急対策業務に関する協定	笛吹市管工事組合	平成19年9月27日	機能確保、復旧
災害時の公共施設電気設備等の応急対策業務に関する協定	笛吹市電設協力会	平成19年9月27日	機能確保、復旧
災害時の機材緊急貸借に関する協定	株式会社三和リース	平成19年9月27日	機材の緊急貸借
災害時の災害廃棄物処理等の応急対策業務に関する協定	鈴健興業株式会社	平成19年9月27日	災害廃棄物処理
災害時の災害廃棄物処理等の応急対策業務に関する協定	エルテックサービス株式会社	平成19年9月27日	災害廃棄物処理

災害時の災害廃棄物処理等の応急対策業務に関する協定	クリーンネット笛吹協業組合	平成19年9月27日	災害廃棄物処理
災害時の飲料水供給に関する協定	株式会社サーフビバレッジ	平成21年1月21日	飲料水の供給、輸送
災害時の機材緊急貸借に関する協定	株式会社アクティオ	平成21年1月21日	発電機、照明機器、車両、トイレ等機材の緊急貸借
災害時の機材緊急貸借に関する協定	株式会社日本ケアサプライ	平成21年2月9日	介護用ベッド、車椅子、エアマット等の緊急貸借
災害時における協力に関する協定	日本郵政株式会社かんぽの宿総支配人	平成23年3月18日	避難施設としての提供
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	介護老人保健施設甲州ケアホーム、特別養護老人ホーム寿の家、エレガローザイサワ、介護老人保健施設いちのみやケアセンター、光珠荘、サンテいちのみや、特別養護老人ホーム小山荘、特別養護老人ホーム春日居荘、青い鳥老人ホーム、有料老人ホームサンライフ寿、リブズ笛吹、ショートステイケアガーデン風間、サンクール石和介護施設、デイサービスセンターきたじま苑、花の丘たちかわクリニック、短期入所生活介護施設リリー、寿の家グループホーム、グループホーム芙蓉、石和げんき園指定通所介護事業所、オリエントデイサービス、笛吹市社会福祉協議会檜峰通所介護事業所、合資会社宅老所つくしんぼ、通所介護施設ひまわり	平成20年5月7日	要援護者の緊急受入れ
災害時における医療救護についての協定書	笛吹市医師会	平成25年10月31日	医療救護班の派遣
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	ハッピーホーム八代デイサービスセンター、石和共立病院通所介護事業所、デイサービスかすがいの家、ショートステイファミリー、たのし荘、絆 岡の家指定通所介護事業所、絆 花鳥の家指定通所介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム エール二之宮、古屋医院、有料老人ホーム応援家族石和温泉リゾート、グループホームきたじま苑、介護老人保健施設ふ	平成25年10月10日	要援護者の緊急受入れ

	じ苑、通所美咲、どれみ、ハーモニー、あっとけあハウス		
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記家屋調査士協会	平成26年7月17日	家屋の調査、り災証明の相談補助
災害時等における県立笛吹高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書	県立笛吹高等学校	平成28年3月1日	避難所・避難地としての施設の利用
災害時における応急活動の協力に関する協定書	一般社団法人山梨県トラック協会	平成28年3月30日	備蓄する食料・飲料水等の提供
災害防災情報等の放送に関する協定書	株式会社日本ネットワークサービス	平成29年5月1日	自主放送チャンネルにおける、災害・防災情報の放送
災害時における昼の提供に関する協定書	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成28年7月13日	避難所で使用する昼の提供
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	フォレスト小瀬	平成28年9月23日	要援護者の緊急受入れ
災害時における相互協力に関する協定書	生活協同組合パルシステム山梨	平成28年9月20日	支援物資の供給・輸送、救援・支援活動
災害時の道路舗装等の応急対策業務に関する協定	笛吹市舗装協会	平成28年11月11日	道路舗装の点検・要員の配備、被害状況の把握・報告、応急復旧など
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成29年3月23日	支援物資の供給
災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定書	岩崎写真館	平成29年3月27日	無人航空機（ドローン）による被災状況の航空撮影の協力
災害発生時における笛吹市と笛吹市内郵便局の協力に関する協定	笛吹市内郵便局	平成29年4月28日	緊急車両としての車両の提供、広報活動、道路の破損状況の提供など
大規模災害時における被災者支援に関する協定書	山梨県行政書士会	平成29年5月16日	行政機関への申請書類の作成、行政手続きに関する相談窓口の設置など

災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書	愛の家グループホーム笛吹石和	平成29年5月17日	避難行動要支援者の緊急受入れの協力
災害時における相互協力に関する協定	ハーベスト株式会社	平成29年8月1日	炊き出し等の調理業務
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成29年10月4日	地図製品等の供給
大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	平成30年1月12日	法律相談窓口業務の体制確保

資料編

- 協定等締結概要（県・市町村との協定）
- 協定等締結概要（民間事業所等との協定）
- 協定等締結概要（指定地方行政機関等との協定）

第2 応援要請等の整備

1 応援要請手続き等の周知

災害時において、他市町村等への応援要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続き、要請内容等の周知を図っておく。

2 受入体制の整備

市は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、平素から管内地図や消防水利位置図等を準備しておくとともに、総務班長を応援部隊との連絡責任者に定めるなど、受入体制の整備を図る。

3 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第3節「応援要請計画」の定めるところによる。

第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に市職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、負傷者の救出救護、避難支援等災害時に活動する自主防災組織の育成強化に努める。

第1 防災知識の普及

1 市職員に対する教育

市は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行う。なお、県は、必要に応じて研修会等への支援を行うものとする。

また市は、職員が積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施できるよう、「災害時行動マニュアル」を作成・配付し、災害発生時に必要な知識や心構えなどの普及啓発を図っている。

市職員への教育内容

- ① 地震に対する基礎知識
 - ② 東海地震と地震予知、警戒宣言とこれに基づく措置及び情報伝達
 - ③ 市及び各機関が実施している地震対策と課題
 - ④ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識
 - ⑤ 職員が果たすべき役割（職員の初動体制と任務分担等）
 - ⑥ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- なお、④⑤については、年度当初に職員に周知徹底する。

2 住民に対する防災知識の普及・教育

市は、住民が防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、次により東海地震予知情報が出された場合及び地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行

動などについて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及・教育を図る。

(1) 普及の方法

- ア 「広報ふえふき」の活用、ハザードマップの活用など、防災関係資料の作成・配布
- イ 市ホームページの活用
- ウ 社会教育の場の活用
- エ 県立防災安全センターの活用
- オ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導
- カ ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

(2) 普及の内容

- ア 東海地震及び地震に関する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言が発せられたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当て、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等、平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効率的、効果的な活用に関する知識
- ケ 過去の災害にかかる教訓

3 幼児、児童、生徒等に対する教育

市は、幼児、児童及び生徒に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震観測情報・注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

4 防災関係機関による防災知識の普及

J R 東日本、東日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、東京電力パワーグリッド(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

5 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため市は、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動を積極的に参加するよう、普及啓発、協

力要請を行っていく。

第2 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災組織への参加・協力



第3 自主防災組織活動の推進

大規模地震の際には、次のような事象が起こり、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

地震発生時に予想される事象

- ① 電話が不通になり、出動指示・通報等が困難になる。
- ② 道路が遮断され、消防活動、救出活動等の迅速な応急活動が困難になる。
- ③ 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される。
- ④ 水道管の破損や停電などにより、消防活動、情報の収集等が困難になる。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要になる。このため、市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成された自主防災組織の充実強化を推進する。

市及び各地区の自主防災組織は、大規模地震発生時に自主防災組織が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

なお、組織の充実強化に当たっては、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 自主防災組織の構成及び活動

(1) 構成と災害時の活動

自主防災組織は、町内会、自治会等を母体として組織し、地域の実情に応じて編成するが、概ね次のとおりとする。

会	総務班	◦ 全体調整 ◦ 他機関との連絡調整
	連絡班	◦ 正しい情報の収集、伝達 ◦ ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	消火班	◦ 火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
長	救出・救護班	◦ 資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	◦ 危険箇所を避けて避難地への迅速、安全な避難
	給食・給水班	◦ 飲料水、非常食品の確保、炊き出し

(2) 平常時の活動

平常時には概ね次のような活動を実施し、地域の防災力の向上を図る。

平常時の活動内容

- | | |
|-------------|----------------|
| ○ 防災知識の普及 | ○ 防災用資機材の備蓄 |
| ○ 防災訓練の実施 | ○ 情報の受伝達体制の確立 |
| ○ 地域の危険物の点検 | ○ 地域内の要配慮者の把握 |
| ○ 災害危険箇所の調査 | ○ 防災マップの作成・配布等 |

2 市の指導

- (1) 市は、県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 市は、衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (3) 市は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- (4) 市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

第4 事業所等の果たすべき役割

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うものとする。

そのために、自衛消防隊等の防災組織を組織し、事業所内における安全確保対策や緊急出動体制の構築等のほか、地域の一員として平素から地域の自主防災組織とともに密接な連携を図り、合同の防災訓練を実施するなど当該地域の防災力の強化に努めるものとする。

事業所における自主防災活動は、概ね次のとおりである。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○ 防災訓練の実施 | ○ 火災その他災害予防対策 |
| ○ 従業員等の防災教育 | ○ 情報の収集、伝達体制の確立 |
| ○ 施設及び設備の耐震性の確保 | ○ 避難対策の確立 |
| ○ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 | ○ 市の防災活動への協力 |

第9節 災害ボランティア育成強化計画

阪神・淡路大震災において、災害ボランティアの活動が地震災害の軽減に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

災害ボランティアは、自主防災組織など既存の防災体制を補完し、効果的な地震対策を推進する上で大きな役割を果たすことが期待される。

市は、県、市社会福祉協議会等との連携のもと、災害ボランティアの育成強化に努める。

第1 災害ボランティアの登録

市は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの登録を推進する。

第2 災害ボランティアの育成

1 活動内容の周知

市は、研修会の実施、市が実施する防災訓練への参加等により、災害時における災害ボランティアの活動内容等の周知を図る。

2 関係機関と連携した災害ボランティアの育成

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われており、また平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部が設置される。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努める。

3 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

市は、市社会福祉協議会と連携して地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて地域の防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

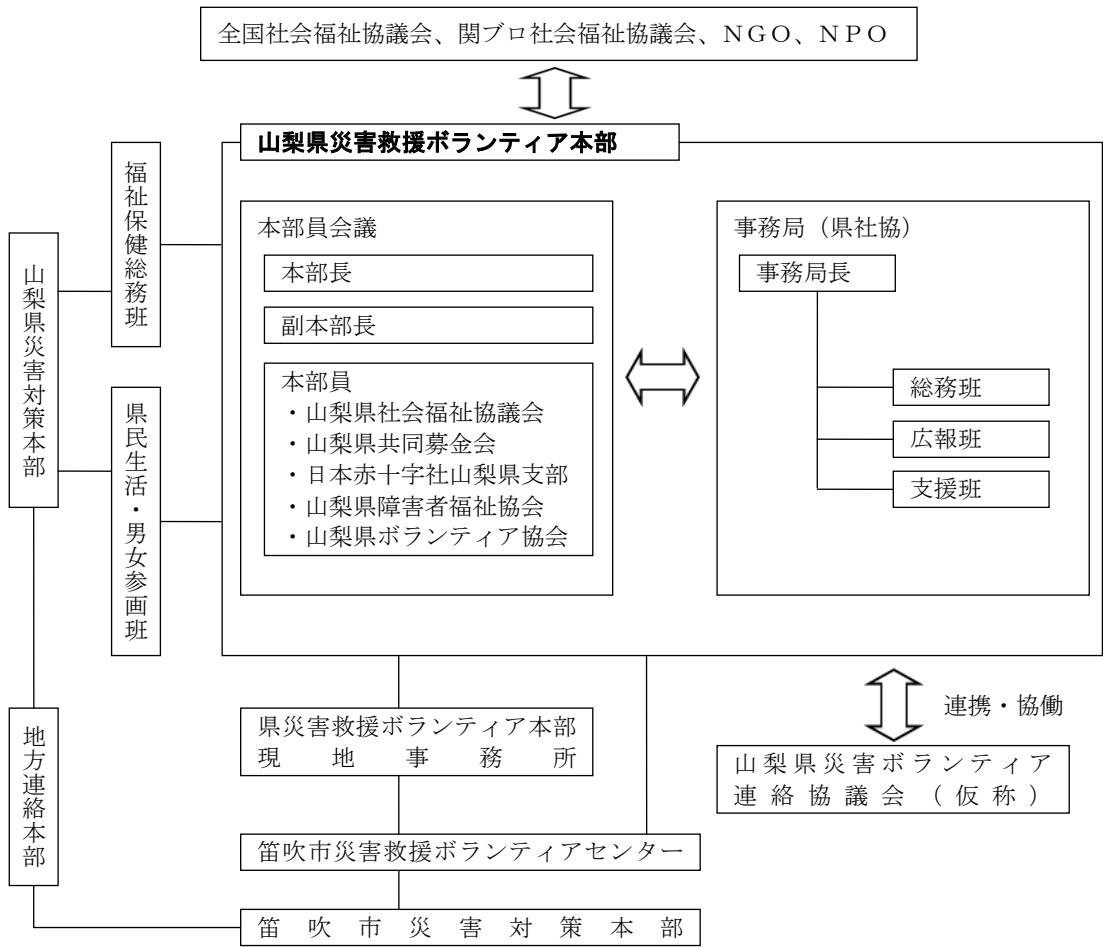
第3 災害ボランティアの活動内容

災害時に災害ボランティアが行う活動は、概ね次のとおりである。

主 な 活 動 内 容

- | | |
|---------------------|---------------|
| ○ 災害・安否情報等の収集、伝達 | ○ 救援物資の仕分け |
| ○ 炊き出し | ○ 物資等の輸送 |
| ○ 応急救護活動 | ○ 避難所における物資配布 |
| ○ 高齢者・障がい者等への支援及び介助 | ○ 外国人への通訳 |

山梨県災害救援ボランティア本部



第10節 防災訓練計画

一般災害編第2章第3節「防災訓練計画」の定めるところによるものとするが、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施するものとする。

第11節 要配慮者対策の推進計画

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を推進する。

なお、避難行動要支援者名簿の対象、記載事項及び提供先は、一般災害編第2章第13節第1「避難行動要支援者名簿の作成等」の定めるところによる。

第1 社会福祉施設対策の推進

各社会福祉施設管理者は、災害時の行動等が不自由な施設利用者のため、次の対策を講ずるよう努める。また、笛吹市消防署及び市は、予防査察等の機会を利用して、社会福祉施設管理者が行う対策について指導する。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

社会福祉施設管理者は、地震発生時等における施設の安全を確保するため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、災害時に迅速な避難等ができるよう、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災設備等の整備

消防法等により整備を必要とする防災設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道等の供給停止に備え、要配慮者の実情等に応じた非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障がい者等の引渡し方法を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、

施設利用者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

社会福祉施設管理者は、施設の職員や利用者が、地震災害等に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

社会福祉施設管理者は、施設の構造や施設利用者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域住民との協力体制が構築できるよう、各地区で行われる防災訓練に積極的に参加する。

第2 高齢者・障がい者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」及び山梨県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は、「避難行動要支援者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に次の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- (1) 庁内に福祉部を中心とした要配慮者支援班を設置し、避難行動要支援者の避難支援業務を実施する。
- (2) 小地域単位での住民参加型の防災学習会を開催し、住民の意識啓発と併せ、自主防災リーダー等の人材育成を推進する。なお、その際には女性の参画の促進に努めるものとする。
- (3) 自主防災活動や災害時に障がい者等の救援を担う人材を育成するほか、自主防災組織等において地域の防災活動を継続的に担う適任者（防災専門員）を選任し、組織内での位置づけを確立し、その活用を図る。
- (4) 笛吹市社会福祉協議会と連携し、地域ぐるみの要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を設置し、定期的な検討会、研修会、啓発活動等を行う。
- (5) 地域住民が参加して行う自主防災マップづくりを通じて、災害危険箇所等のほか要配慮者を把握し、また支援員が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

- (1) 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により保健福祉部、総務部が主導して避難行動要支援者を把握する。
- (2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成する。
- (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築する。
- (4) 健常者に先がけて、東海地震の「注意情報」や「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時及び市長の判断で出す「避難準備・高齢者等避難開始情報」発令時に、避難行動要支援者を安全な場所に早期に避難誘導する仕組みづくりを図る。

3 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者等に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、協力員の確保のほか、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から協議等をしておく。

4 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

(1) 市は、在宅高齢者、障がい者等の地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、県が作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等を活用し、災害に対する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障がい者への啓発に十分配慮する。

(2) 市は、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努め、地域住民に対し、避難所における要配慮者支援への理解の促進を図る。

5 避難場所における対応

市は、避難場所を中心に被災者の健康維持に必要な措置を行う。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

6 介護等を必要とする要配慮者対策

(1) 福祉避難所の整備等

災害の状況により、避難所生活が長期化した場合、一般の避難者との共同生活が困難な介護等を要する者に対しては、資料編に掲げる施設を福祉避難所として開設し、収容するため、当該施設に必要な設備の整備に努めるものとする。

また、市は、平素から社会福祉施設等と、災害時における要配慮者の受入れ等の協力体制・連携体制の構築に努める。

資料編 ○福祉避難所一覧

(2) 福祉避難所の整備

状況によって、指定避難所の一室又は一面を要配慮者用の福祉避難所として開設できるよう、避難所運営マニュアルを作成しておく。

(3) 福祉避難所相談員の確保

平素から市保健師、医療関係機関、施設の保健医療担当者等の中から、福祉避難所開設時に要配慮者の健康管理や相談等を担当する福祉避難所相談員を指名し、確保しておく。

(4) 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時から広域的な連携体制の強化を図るものとする。

7 被災者への情報伝達体制の構築

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、各防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供できるよう、平素から情報伝達体制の構築等に努める。

8 応急仮設住宅設置時における対応

市は、応急仮設住宅への収容に当たっては、優先的入居など高齢者や障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、FAX、伝言板、障がい者仕様トイレなど必要な設備を整備する。

また、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 外国人及び観光客対策

地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図るとともに、石和温泉駅、観光協会等との協力体制の確立を図る。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を図る。

通訳ボランティアの主な活動

- ① 災害情報など各種情報の伝達
- ② 被災外国人の要望等の収集、報告
- ③ 災害応急活動状況・復旧状況の説明

第4 乳幼児、児童・生徒等保護対策

学校等（保育所、幼保連携型認定こども園を含む。）の管理者は、地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、幼児、児童・生徒に対して防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び幼児、児童・生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童・生徒の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう、防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名しておく。

(3) 幼児、児童・生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応のあり方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、市及び市教育委員会、避難所運営委員会と連携して、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 地震に関する防災教育

幼児、児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 幼児、児童・生徒に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため、地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 災害ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

オ 地域への理解、家庭や地域との連携

第12節 防災拠点整備計画

一般災害編第2章第14節「防災拠点整備計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

市は、地震が発生した場合に、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、被害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊密な連携のもと、応急活動体制を確立する。

第1 笛吹市災害対策本部の設置

地震が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、笛吹市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

1 市本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に市本部を設置する。

- ① 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- ② 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- ③ 震度6弱以上の地震が市内に発生したとき。
- ④ 市内に特別警報が発表されたとき。
- ⑤ 富士山に噴火警戒レベル4（避難準備）以上が発表されたとき。
- ⑥ 市内の広範囲において、積雪深が40cmに達し、さらに降雪のおそれがあるとき。
- ⑦ 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）
- ⑧ その他、市長が必要と認めるとき。

2 市本部廃止の時期

市本部は、市内において災害発生のおそれが解消したと認めたとき、又は市の地震災害応急対策が概ね完了したと認められるときに廃止する。

3 設置及び廃止の通知

市は、市本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。
なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	職員参集メール、Ｌアラート、庁内放送、電話、口頭
各支所	職員参集メール、Ｌアラート、市防災行政無線、消防無線、電話
市出先機関	職員参集メール、Ｌアラート
一般住民	市防災行政無線、Ｌアラート、広報車、市ホームページ
県・県関係出先機関	県防災行政無線、山梨県総合防災情報システム、電話、ＦＡＸ
笛吹市消防本部	職員参集メール、Ｌアラート、県防災行政無線、消防無線、電話、ＦＡＸ
笛吹警察署	Ｌアラート、電話
報道機関	Ｌアラート

4 市本部の標識の掲出等

市本部を設置した場合は、市役所本庁舎に「笛吹市災害対策本部」の標識を掲げる。

本部長、副本部長、各部長、各班長、各班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の活動服、パトロールベスト、腕章等を着用し、自動車を使用する際には所定の標旗を自動車の前部に掲げるものとする。

5 市本部の設置場所

笛吹市役所本館301会議室に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、笛吹市消防本部に設置する。

第2 市本部の組織、分掌事務等

市本部の分担任務、組織、分掌事務等は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」に定めるところによる。

第3 地震発生時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施する。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

震度	震度4の地震発生時	震度5弱及び5強の地震発生時	震度6弱以上の地震発生時
配備体制	警報等配備体制	災害警戒本部	災害対策本部
配備を要する所属	1 防災危機管理課（3名） 2 総務課（2名） 3 政策課・企画課（2名） 4 農林土木課（2名） 5 土木課（3名） 6 各支所地域住民課（3名） ※カッコ内は勤務時間外の職員数 (1) 勤務時間内は、防災危機管理課に情報伝達員を1名残し、各課で業務を行う。 (2) 勤務時間外は、防災危機管理課に配置し業務を行う。 (3) 支所は、各支所に配置し業務を行う。	1 本部長…総務部長 2 副本部長…防災危機管理課長 3 班長…災害対策本部組織における班長をもって充てる。 4 現地活動拠点支部…災害対策本部組織における現地活動拠点支部をもって充てる。 5 統括局…災害対策本部組織における統括局員をもって充てる。 6 班員…災害対策本部組織における各班から3名をもって充てる。	全職員 ※ 全所属において3班体制によるローテーションにより24時間体制とする。
参集場所	(1) 本館2階 防災危機管理課。ただし、支所は各支所に参集する。	(1) 本部長、副本部長、統括局は、本館3階301会議室へ参集する。 (2) 各班長と班員は、班長の勤務先に参集する。 (3) 現地活動拠点支部は、各支所に参集する。	(1) 本部長、副本部長、統括局は、本館3階301会議室へ参集する。 (2) 他の職員は、各勤務先に参集する。
初動体制職員			※勤務時間外の大規模災害発生時に本館301会議室に災害対策本部を迅速に立ち上げる。参集基準は以下のとおり。 (1) 震度6弱以上の大規模地震災害が発生したとき。 (2) 富士山において、噴火警戒レベル4以上が発表されたとき。

			(3) 市内において、特別警報が発表されたとき。 (4) その他、交通網の途絶により、多くの職員が速やかに参集できないとき。
--	--	--	---

第4 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。
- 2 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。
- 3 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第5 県の現地災害対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置される場合は、県の現地災害対策本部を笛吹市役所本館3階会議室において受入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備体制

市職員の配備体制は、次の配備基準による。

市職員配備基準

体制	配備基準	配備を要する所属等と態勢
警報等配備体制	1 震度4の地震が市内に発生したとき。	1 総務部防災危機管理課（3名） 2 総務部総務課（2名） 3 総合政策部政策課・企画課（2名） 4 産業観光部農林土木課（2名） 5 建設部土木課（3名） 6 各支所地域住民課 ※カッコ内は勤務時間外の職員数 (1) 勤務時間内は、防災危機管理課に情報伝達員を1名残し、各課で業務を行う。 (2) 勤務時間外は、総務課に配置し業務を行う。 (3) 支所は、各支所に配置し業務を行う。
災害警戒本部体制	1 震度5弱以上の地震が市内に発生したとき。 2 その他、総務部長が必要と認めたとき。 ※ 「相当規模の災害」とは、人命救助や広域的な避難支援など、市として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。	1 本部長…総務部長 2 副本部長…防災危機管理課長 3 連絡員…災害対策本部組織における連絡員をもって充てる。 4 現地活動拠点支部…災害対策本部組織における現地活動拠点支部をもって充てる。 5 統括局…災害対策本部組織における統括局員をもって充てる。 6 班員…災害対策本部組織における各班から3名をもって充てる。
災害対策本部体制	1 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。 2 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。 3 震度6弱以上の地震が市内に発生したとき。 4 その他、市長が必要と認めたとき。 ※ 「災害が広範な地域に・・・わたるおそれがあり」とは通信の途絶などにより被災状況が確認できない状況や分析した被害想定を指す。	全職員 ※ 全所属において3班体制によるローテーションにより24時間体制とする。

第2 職員への伝達及び配備

1 勤務時間内における伝達及び配備

震度4以上の地震が発生し、周囲の状況から大規模な災害の発生が予想される場合、災害対策本部長は、災害対策本部員に対し登庁命令を発し、庁内放送等により職員に配備の伝達を行う。庁内放送が使用できないときは、直接職員に配備の伝達をする。

災害対策本部統括局長は、所轄する関係機関へ伝達する。また、各部長、各班長は、通信手段等の途絶も考慮し、あらかじめ動員の連絡方法等を定めておく。

また職員は、配備基準に該当する災害情報を感知したときは、指定された場所に自主的に参集する。ただし、災害状況等によりあらかじめ指定された場所に参集できないときは、近くの支所に参集し行動するものとする。

2 初動期における留意事項

各班員は、身の安全を確保しつつ、次の事項に留意して冷静に所定の配備につき、応急対策を実施する。

- (1) 来庁者、施設利用者へのパニック防止措置、避難誘導
- (2) 火災発生防止措置
- (3) 余震による落下物への注意

3 班員の服務

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 常に地震に関する情報、災害対策本部長からの指示に注意する。
- (2) 不急の行事、会議、出張等は中止する。
- (3) 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。
- (4) 災害現場に出動する場合は、所定の活動服、パトロールベスト、腕章等を着用し、また、自動車には所定の標旗を使用する。

4 勤務時間外における伝達及び配備

災害対策本部各部は、あらかじめ勤務時間外における動員の連絡方法等を定める。その際は、通信手段等の途絶も考慮するものとする。

職員は、配備基準に該当する災害情報を感知した場合は、自己の所属又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集する。ただし、災害状況等により自己の所属又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、近くの支所に参集する。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うに当たって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部からの応援を得て実施する。

1 動員要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長に要請する。

明 示 事 項

- | | |
|------------|-----------|
| ① 応援内容 | ④ 出動場所 |
| ② 応援を要する人数 | ⑤ その他必要事項 |
| ③ 応援を要する日時 | |

2 動員の措置

- (1) 総務部長は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行う。

第3節 応援要請計画

一般災害編第3章第3節「応援要請計画」を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第3章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第5節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

一般災害編第3章第5節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第6節 地震災害情報等の収集伝達計画

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、地震の規模や被害の程度に応じて、市の所有する通信手段、機材を効果的に用い、又は防災関係機関との連携により概括的な情報も含め多くの情報を収集し、被害規模の早期把握に努めるとともに、正確な情報や的確な指示等を職員・住民等に伝達するものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達等

1 通報及び伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実情把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 地震情報について

情報等の種類	内 容	
ア 震 度 速 報	発表基準	震度3以上
	内 容	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
イ 震 源 に 関 す る 情 報	発表基準	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
ウ 震源・震度に関する情報	発表基準	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
エ 各地の震度に関する情報	発表基準	震度1以上

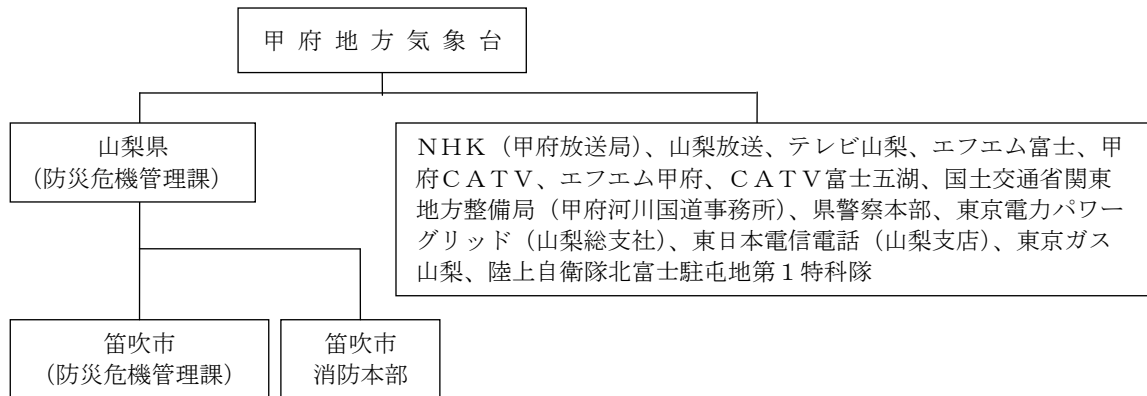
	内 容	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
オ 推計震度分布図	発表基準	震度5弱以上
	内 容	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
カ 遠地地震に関する情報	発表基準	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき。
	内 容	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表
キ その他の情報	発表基準	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など
	内 容	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(2) 甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について

種 類	内 容	
ア 震度速報	発 表 基 準	全国のいずれかで震度3以上を観測し、山梨県内で震度1以上を観測した場合
	情報の内容	震度3以上を観測した地域名と観測された震度
イ 震源に関する情報	発 表 基 準	本州中部付近で震度3以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき。 ※本州中部付近（関東・甲信・北陸・東海地方及びその沿岸）
	情報の内容	震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））津波のない旨の付加文
ウ 震源・震度に関する情報	発 表 基 準	県内の最大震度3以上、隣接県で震度4以上、その他の地域で震度5弱以上を観測したとき。
	情報の内容	震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名
エ 各地の震度に関する情報	発 表 基 準	県内で最大震度1以上を観測したとき。
	情報の内容	山梨県と隣接県の震度 ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く）） ※震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、観測点ごとの震

		度
オ 地震回数に関する情報	発表基準	県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき。 ※県内と隣接地域（「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」）
	情報の内容	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど
カ 地震の活動状況等に関する情報	発表基準	南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合や伊豆東部で群発的な地震活動が発生した場合等に配信

(3) 伝達先



2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を発表する。

3 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

4 地震情報の収集

市は、市庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

5 地震情報等の伝達

(1) 支所等への伝達

市本部は、支所、市出先機関にも収集した地震情報等の共有化を図るため、速やかに市防災行政無線、消防無線、職員参集メールで伝達する。

支所等への主な伝達事項

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 地震情報（震度、震源、規模等） | ③ 道路通行状況 |
| ② 災害発生状況 | ④ ライフライン供給状況 |

(2) 住民への伝達

住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、市防災行政無線、Ｌアラート等を活用して地震情報等を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は、主に次のとおりとする。

住民への主な伝達事項

- ① 地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）
- ② 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- ③ 電話・自動車の使用を自粛すること。
- ④ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
- ⑤ 被害が発生した場合は、直接又は区長を通じて市役所・支所に報告すること。
- ⑥ 被害状況に応じて自主防災組織の活動を開始すること。

第7節 被害状況等報告計画

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に被害状況の報告を行うものとする。

また、情報の収集・伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集して、早期に市内の被害状況を把握する。

1 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集する。

なお、収集に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を収集する。

(1) 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情 報 の 種 類	災 害 情 報 収 集 先
① 地震に関する情報	甲府地方气象台、県、報道機関
② 火災の発生状況	笛吹市消防本部、消防団、自主防災組織
③ 死者、負傷者等の人的被災状況	笛吹市消防本部、笛吹警察署、市内医療機関（笛吹市医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東日本電信電話山梨支店、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、(一社)山梨県エルピーガス協会、市水道工務課、峡東地域広域水道企業団、市下水道課
⑤ 道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、峡東建設事務所、笛吹警察署、東日本旅客鉄道(株)、中日本高速道路(株)
⑥ 堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、峡東建設事務所、消防団
⑦ 住民の避難状況	施設管理者、自主防災組織、笛吹警察署
⑧ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、笛吹市医師会

(2) 災害時優先電話による収集

登録されている災害時優先電話を活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

(3) 自主防災組織からの情報収集

各地区の自主防災組織は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部又は支所に報告する。

(4) 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

(5) アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により市内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害状況を収集する。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報への取扱いや運用について検討に努めるものとする。

2 第2段階に収集する情報

(1) 各部班における被害状況調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部班は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うに当たっては、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

(2) 被害状況不明地区等への措置

各地区の被害状況は、現地活動拠点支部が地区の消防団及び自主防災組織の協力を得て速やかに収集するものとするが、大規模な地震が発生し、地区全体が混乱して必要な情報の収集が困難な場合は、状況により調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

(3) 被害調査についての協力要請

市は、被害調査に関する協定として、次の協定を締結している。これらの団体等に対して、必要があると認められるときは、協定に基づき、被害調査の協力を求めるものとする。

協定名	協定先	調査協力内容
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記家屋調査士協会	家屋の被害状況の調査
災害時の道路舗装等の応急対策業務に関する協定	笛吹市舗装協会	道路舗装の点検・要員の配備、被害状況の把握・報告
災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定書	岩崎写真館	無人航空機（ドローン）による被災状況の航空撮影力
災害発生時における笛吹市と笛吹市内郵便局の協力に関する協定	笛吹市内郵便局	業務時の道路の破損状況の把握、情報提供
災害時における地図製品等の供給に関する協定	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給

資料編 ○協定等締結概要（民間事業所等との協定）

第2 被害状況等の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、統括局が取りまとめ、総務部長が、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、総務部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は震度5強以上の地震が発生した場合には、消防庁に直接報告する。

2 消防機関への通報殺到時の措置

市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告する。

県 へ の 連 絡 先

名 称	電 話 番 号	F A X 番 号	県防災行政無線番号
県防災局防災危機管理課	055—223—1432	055—223—1429	(衛星系) 200—2513
峡東地域県民センター県民課	0553—20—2704	0553—20—2705	(衛星系) 300—2022

消 防 庁 へ の 連 絡 先

区 分		通常時（9：30～18：15） ※消防庁震災等応急室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
N T T 回 線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	916—048—500—90—49013	916—048—500—90—49102
	F A X	916—048—500—90—49033	916—048—500—90—49036

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

4 報告の種類・様式

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県等に災害報告を行う。

(1) 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告

市は、火災・災害等の即報に当たっては、次の区分に応じた様式に記載し、FAX等により報告する。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められる。

ア 火災等即報……………第1号様式及び第2号様式

イ 救急、救助事故報告……………第3号様式

ウ 災害即報……………第4号様式（その1、2）

(2) 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告

市は、「災害報告取扱要領」に基づき、把握した被害状況について必要な事項を県に報告

する。

ア 災害確定報告……………第1号様式

イ 災害中間報告……………第2号様式

ウ 災害年報……………第3号様式

(3) 県指定に基づく被害報告

県指定に基づく被害の報告は、次の様式によって行う。なお、報告ルートは、一般災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」の定めるところによる。

ア 市町村被害状況票（様式3—4—2）

イ 市町村災害対策本部等設置状況・職員参集状況票（様式3—4—5）

ウ 避難所開設状況一覧表（様式3—4—6）

資料編	○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式
	○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
	○県指定に基づく被害報告様式

5 報告項目の順位

災害の規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、概ね人的被害及び住家の被害状況等を優先的に報告するものとする。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告するものとする。

第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定基準等は、一般災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」の定めるところによる。

第8節 災害広報計画

地震発生時には、地震災害の特性に応じた適切かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図る。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、総合政策部広報班において行う。

広報班は、正確な災害情報、市域の被害状況等を収集、把握し、住民に対して適切な広報を行う。

なお、広報を行うに当たっては、報道機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、外国人や障がい者・高齢者等の要配慮者に対しても十分留意し、適切な広報に努める。

第2 広報の方法

市は、震災の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。なお、車両の使用が可能な場合は、広報車も併用して行う。

このうち、Ｌアラートについては、県内の関係機関とともに、効果的な情報伝達が可能となる等、運用のルールの見直しに協力する。

- 1 市防災行政無線による放送
- 2 Ｌアラート（災害情報共有システム）を利用した周知
- 3 市ホームページ・ＳＮＳへの掲載
- 4 臨時広報紙・チラシの配布
- 5 掲示板への掲示等

第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 自動車使用の自粛協力依頼
- 6 電話使用の自粛協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき応急対策
- 10 避難地、避難所の開設状況
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 被害発生時における市役所・支所への報告
- 13 その他必要と認められる情報

第4 地震発生時における広報の留意事項

1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の未然防止を図るため、直ちに被害の状況及び当該応急対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼する。ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまがないときは、市長が直接放送局に対して放送要請することができる。

資料編 ○放送要請様式

2 広報車による広報

広報車を利用する場合は、関係機関等から道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、広報を行うものとする。道路の被害状況によっては、車ではなく、オートバイ等を活用して行う。

広報を行うに当たっては、余震情報や安否情報など、住民が必要とする情報を提供するほか、電気・水道等の復旧見込み情報など、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

聴覚障がい者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、在宅の要配慮者に対しては、民生委員、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、戸別訪問や外国語の併記した臨時広報紙・チラシ等の戸別配布によって必要な情報の提供等を行う。

第5 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害発生時には、東日本電信電話(株)やN T T ドコモ等の通信各社が、電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板サービス」を提供する。利用方法については資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○災害用伝言ダイヤルの利用方法

第6 住民からの問い合わせへの対応

住民班及び総務班は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を市役所、支所等に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

第9節 災害通信確保計画

一般災害編第3章第9節「災害通信確保計画」を準用する。

第10節 消防対策計画

大地震発生時には、火災の同時多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第11節「消防対策計画」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- ① 火災が、同時に各所で発生すること。
- ② 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- ③ 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- ④ 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- ⑤ 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 初期活動

1 初期体制の確立

大地震が発生し、被害が予想される場合は、消防団は直ちに次の措置を取り活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 消防資機材の安全確認
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動に当たるものとする。

- (1) 各分団消防詰所等に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに消防詰所等に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

第3 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

活 動 区 分	警 防 活 動 の 基 本 方 針
1 倒壊建築物からの救出	地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事

	態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。 消防団員は、近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、市本部、消防署等との連絡に努める。
2 消 火 活 動 の 優 先	地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。 震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図る。 また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開する。
3 避 難 の 安 全 確 保	最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。 したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空き地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防御活動に全力を傾注する。
4 人 命 救 助 活 動	震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。 したがって、消防活動においては、これらを十分に配意するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資器材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図る。

第4 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

市本部及び笛吹市消防本部は、電話通報、かけこみ通報、登庁職員、自主防災組織、また消防、警察等から次の情報を収集し、市域の火災発生状況等を早期に把握して初動体制を整える。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 消防本部の活動

消防本部の活動は、笛吹市消防本部消防計画の定めるところによる。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第11節「消防対策計画」に定めるとおりであるが、地震により火災が発生すると覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は市役所又は支所に登庁し、災害情報を共有するなど市本部と協働して災害対策に当たるものとする。

(2) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把

握するとともに、オートバイ・自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部・支所、消防署・警察署等に報告する。

(3) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(4) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を行う。

(5) 救出救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

(6) 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 自主防災組織の活動

被害状況を収集して市本部、消防機関等に連絡するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかける。火災が発生したときは消防署に通報するとともに、消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときは、その長の指揮に従って活動する。

5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等は、直ちに使用を中止し、ガス栓の閉鎖等の適切な処置を行う。
- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具はプラグをコンセントからはずす。また、停電後の通電再開時における電気器具の取扱いに万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (5) 避難の際には、電気のブレーカーを切ってから避難する。
- (6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報等の緊急通報以外は電話の使用を自粛する。

第5 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

第11節 緊急輸送対策計画

一般災害編第3章第13節「緊急輸送対策計画」を準用する。

第12節 交通対策計画

一般災害編第3章第14節「交通対策計画」を準用する。

第13節 災害救助法による救助計画

一般災害編第3章第15節「災害救助法による救助計画」を準用する。

第14節 避難対策計画

一般災害編第3章第16節「避難対策計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からず、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時期を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難地・避難所、避難方法等をよく熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

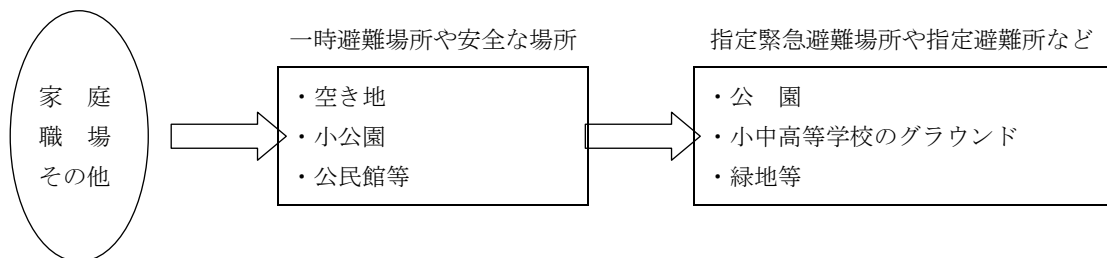
2 市の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が確保できるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の周知徹底や、避難誘導に努める。

3 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、まずは近くの空き地や小公園に避難して安否確認等を行い、その後に火災による輻射熱等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等に避難し、正確な災害情報等の収集や不在者の確認等を行う。自宅が倒壊するなどの被害状況により、安全が確認された避難所に避難する。



第2 避難所の開設、運営

1 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

さらに、他市町村からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の市町村に速やかに伝

達する。

2 開設予定避難施設の安全性の確保

避難所開設に先立ち、開設予定避難施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 市職員、施設管理者、避難所運営委員会によるチェック

開設予定避難施設の市職員、施設管理者、避難所運営委員会は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、市本部への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 安全が確認された他避難所の案内図の貼付

(2) 被災建築物応急危険度判定士によるチェック

(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合は、市本部に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させる。

3 職員の派遣

市は、避難所管理職員を派遣させ、避難所の開設に必要な業務に当たらせる。

資料編 ○市指定避難所一覧

4 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校の場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 要配慮者の保護

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、必要により介護体制の整った社会福祉施設等へ入所を依頼して保護するものとする。

当該施設への入所が困難な場合は、次の措置を行うものとする。

(1) 福祉避難所の開設

福祉避難所を開設して、要配慮者を受入れ、福祉関係者等の協力を得て管理運営する。

資料編 ○福祉避難所一覧

(2) 福祉避難室の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。

(3) 福祉避難所相談員の常駐

福祉避難所等の運営に当たっては、市保健師、医療関係者、施設の保健医療担当者等から選任された福祉避難所相談員を常駐させ、避難した要配慮者や管内の要配慮者の健康管理や相談等に当たらせるものとする。

6 仮設トイレの設置等

避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

7 避難者のプライバシーの保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、仕切り板や更衣室の設置等避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。

8 避難者による自治組織発足への支援

避難所運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合、市は、避難者主体の自治組織の発足を促し、避難所における情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、当該自治組織によって自主管理運営がなされるよう必要な支援を行う。また、必要に応じてボランティア等に協力を求める。

第3 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、警察、鉄道管理者等と相互に緊密な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、市、県及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係機関が連携して最寄りの指定避難場所等安全な場所に誘導し保護する。

さらに、東日本旅客鉄道株式会社石和温泉駅で発生した滞留旅客については、市と塩山駅で締結している「大規模地震時における鉄道旅客避難誘導についての確認書」に基づき避難所の提供、食料等の斡旋を行うものとする。

第4 孤立集落への対応

市は、孤立のおそれがある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当てや高齢者の介護等のための対策を推進する。

なお、孤立集落については、支援を行う対象集落を明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

第5 市町村・県の区域を越えた避難者の受入れ

市は、県と協議の上、市町村・県の区域を越えた避難者の受入れについて、市営住宅等を活用し、避難者の受入れに努める。

第15節 医療対策計画

一般災害編第3章第17節「医療対策計画」を準用する。

第16節 防疫対策計画

一般災害編第3章第18節「防疫対策計画」を準用する。

第17節 食料供給対策計画

一般災害編第3章第19節「食料供給対策計画」を準用する。

第18節 生活必需物資供給対策計画

一般災害編第3章第20節「生活必需物資供給対策計画」を準用する。

第19節 飲料水確保対策計画

一般災害編第3章第21節「飲料水確保対策計画」を準用する。

第20節 応急教育対策計画

一般災害編第3章第22節「応急教育対策計画」に定めるところによるものとするが、大規模地震発生時に児童・生徒、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。

第1 市教育委員会の震災対策

1 被害状況の把握と救急体制

直ちに文教施設の被害状況を調査、把握し、被害状況に応じた必要な応急措置を実施するとともに、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに、復旧計画を策定するものとする。

第2 学校の震災対策

1 緊急避難等の対策

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合は、速やかに児童・生徒及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

(2) 応急救護

児童・生徒及び教職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護の万全を図る。

(3) 地震情報等の収集

市本部から市域内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定する。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が地区別に引率するなど、児童・生徒の安全を第一に必要な措置を講ずる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握、報告

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要によっては応急危

険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議の上、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置など必要な措置を行う。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

第3 社会教育施設等の震災対策

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末を行うとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により、屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び在勤職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集・広報

市本部から市域内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者に広報する。

2 被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

なお、避難所に指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難所として使用可能の有無についても市本部に報告する。

3 臨時休館等の措置

施設管理者及び市教育委員会は、市域の被害状況等から臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、市本部を通じて住民への広報を行う。

第21節 廃棄物処理計画

一般災害編第3章第23節「廃棄物処理計画」を準用する。

第2節 応急住宅対策計画

一般災害編第3章第24節「応急住宅対策計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震等が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定めるものとする。

第1 建築物応急対策

1 応急危険度判定

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物の調査をし、その建築物の安全性の判定を応急的に行う。

応急危険度の判定方法は、次のとおりである。

- ① 市は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。
- ② 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。
- ③ 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」のステッカーを見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

2 派遣要請

市本部は、公共施設の地震後における使用可否の判定の必要がある場合は、直ちに県本部（建築住宅課）に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

公共施設の応急危険度判定は、市庁舎、支所、病院、避難所など防災上重要な施設を優先して行う。

なお、県への派遣要請に基づく応急危険度判定フローは、別表1のとおりである。

第2 宅地対策

1 被災宅地危険度判定

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を要請して危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

危険度判定の方法は、次のとおりである。

- ① 県に登録されている被災宅地危険度判定士が、被災した宅地の危険度を調査する。
- ② 危険度の判定は、応急危険度判定調査表に基づき行う。
- ③ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の3種類のステッカーで、宅地等の見やすい場所に表示される。

2 派遣要請

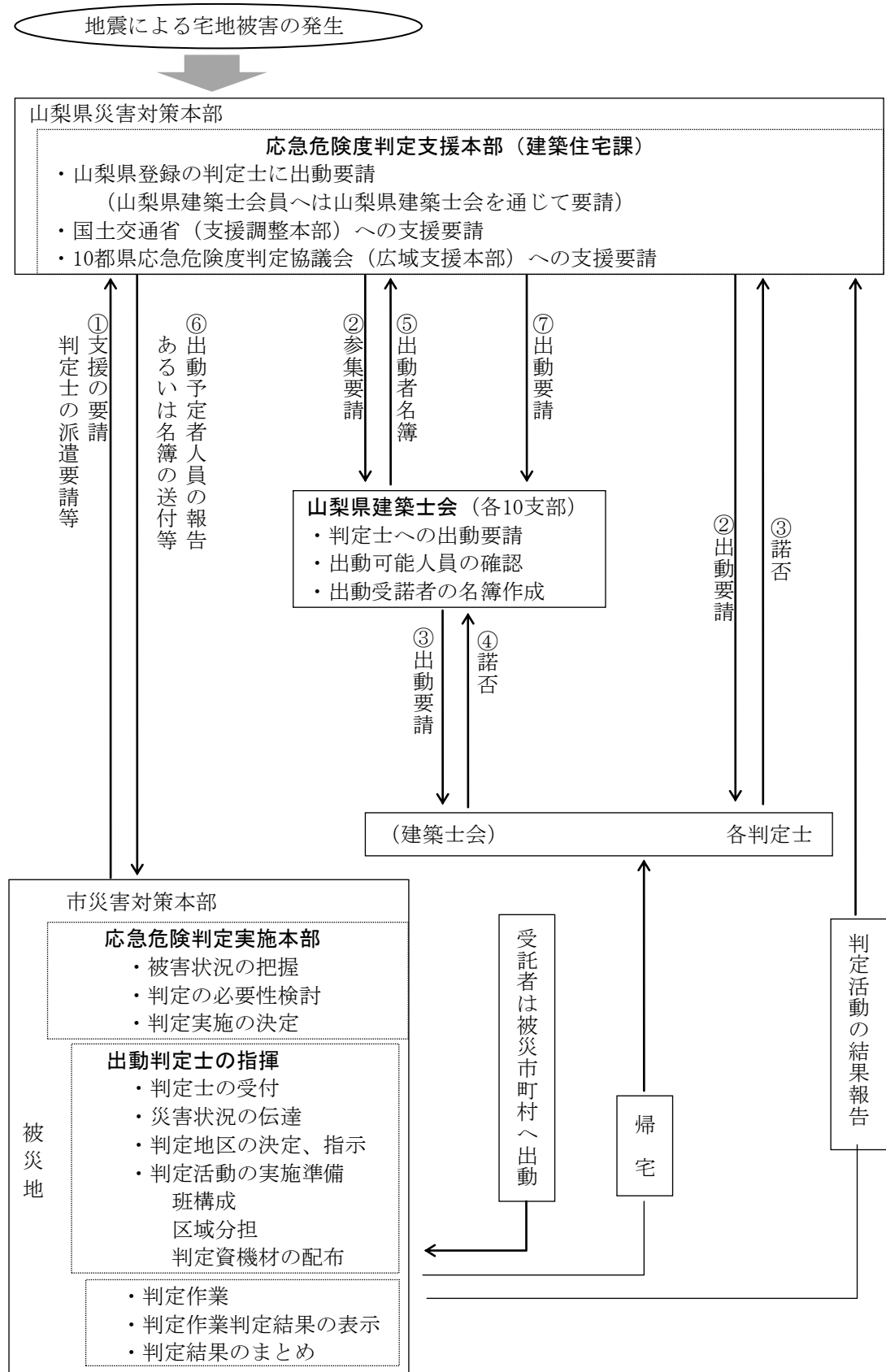
市本部は、大規模な地震又は降雨等の災害により、必要と判断した場合は、住民の安全を確保するため、県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、宅地の危険度判定を実施する。なお、県への派遣要請に基づく応急危険度判定フローは、別表2のとおりである。

第3 広報活動及び広聴体制の確立

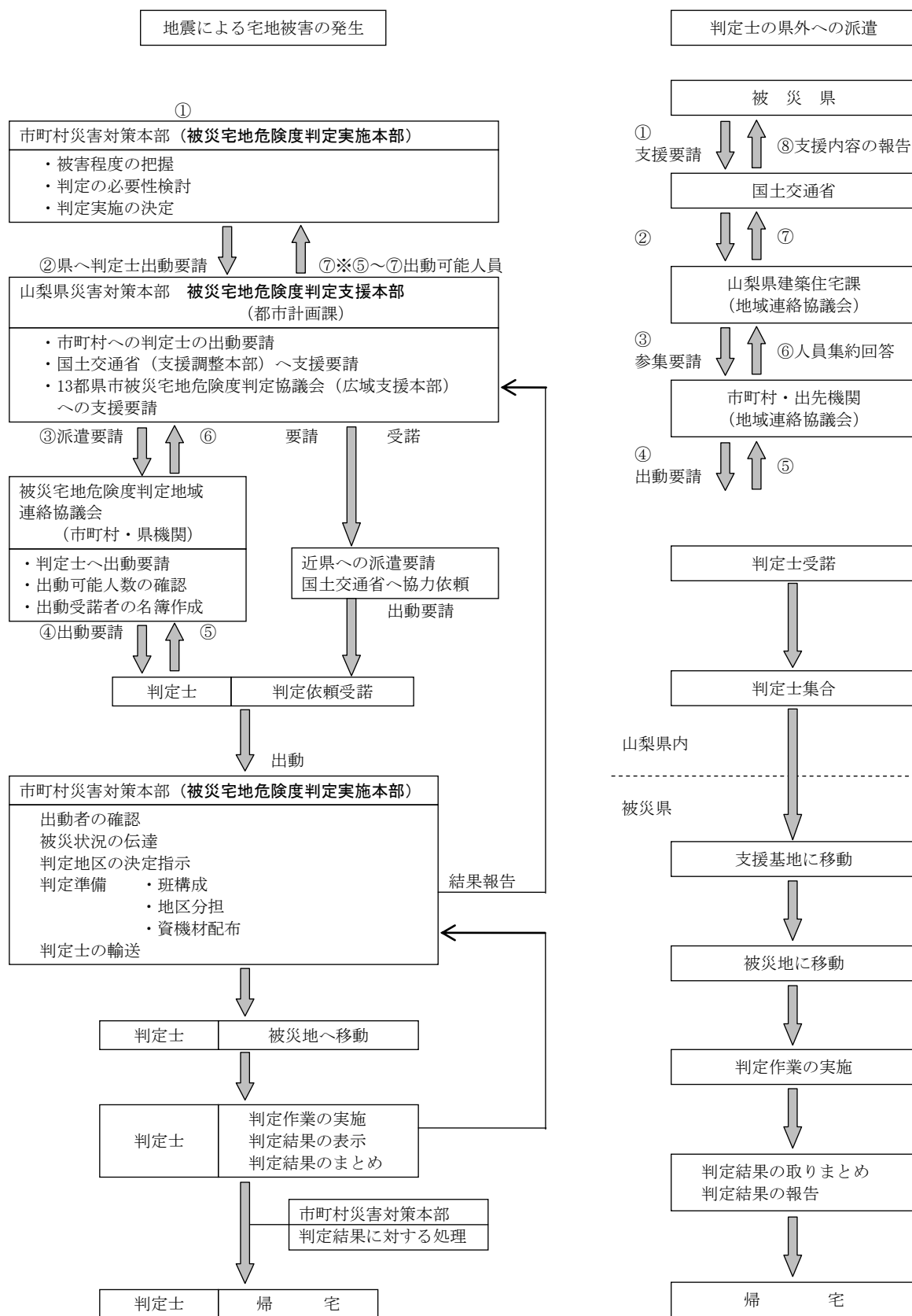
市（広報班）は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、住民に対して市ホームページ、臨時広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

また、市（住宅班）は被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談等を行う広聴体制並びに被災宅地に関する相談等を行う広聴体制の確立に努める。

別表1 被災建築物応急危険度判定フロー



別表2 被災宅地応急危険度判定フロー



第23節 救出計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市及び市消防本部は、住民、消防団・笛吹警察署等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第25節「救出計画」の定めるところによる。

第1 地域住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に当たるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当てや人工呼吸等を行い、必要により医療機関への搬送など、負傷者等の救急活動に努める。

3 避難行動要支援者への救護

地区に住む高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、支援員に積極的に協力して安全の確認や必要な介助等を行うなど、避難行動要支援者の安全確保に努める。

第2 市の救出活動等

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握し、次の措置を行う。

1 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、市内建設業者等の協力により、資機材等を確保して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

2 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

第24節 死体の搜索、処理及び埋葬計画

一般災害編第3章第26節「死体の搜索、処理及び埋葬計画」を準用する。

第25節 障害物除去計画

一般災害編第3章第27節「障害物除去計画」を準用する。

第26節 生活関連事業等の応急対策計画

第1 上水道施設応急対策

市（水道部）は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

市（水道部）が定める地震災害対策計画に基づき、応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時住民のほか、県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したときは、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

市（水道部）が定める地震災害対策計画に基づき、応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

市（水道部）は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設の態様に応じて、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- (5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 非常時の汚泥処理計画の策定

市は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

5 広報

市（水道部）は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。
- 3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。
- 4 避難所への電力供給の実施

第4 簡易ガス施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで、使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 避難所等に必要な燃料を供給する。

第5 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- 2 販売事業者は、(社)山梨県エルピーガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したときは、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程及びNTTドコモ山梨支店長が定めるNTTドコモ災害等対策規定に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長及びNTTドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講ずるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが見込まれるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

ア 可搬型移動無線機による途絶の解消（災害時用公衆電話等、臨時回線の作成）

イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧

ウ 可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧

エ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

オ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第7 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれのあるものの早期復旧措置をとる。

1 要員の確保

JR東日本が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

2 広報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

第27節 民生安定事業計画

一般災害編第3章第29節「民生安定事業計画」を準用する。

第28節 災害ボランティア支援対策計画

一般災害編第3章第30節「災害ボランティア支援対策計画」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定める。

なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、本編第2章「災害予防計画」による。

第1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

(1) 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表

(2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表

2 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

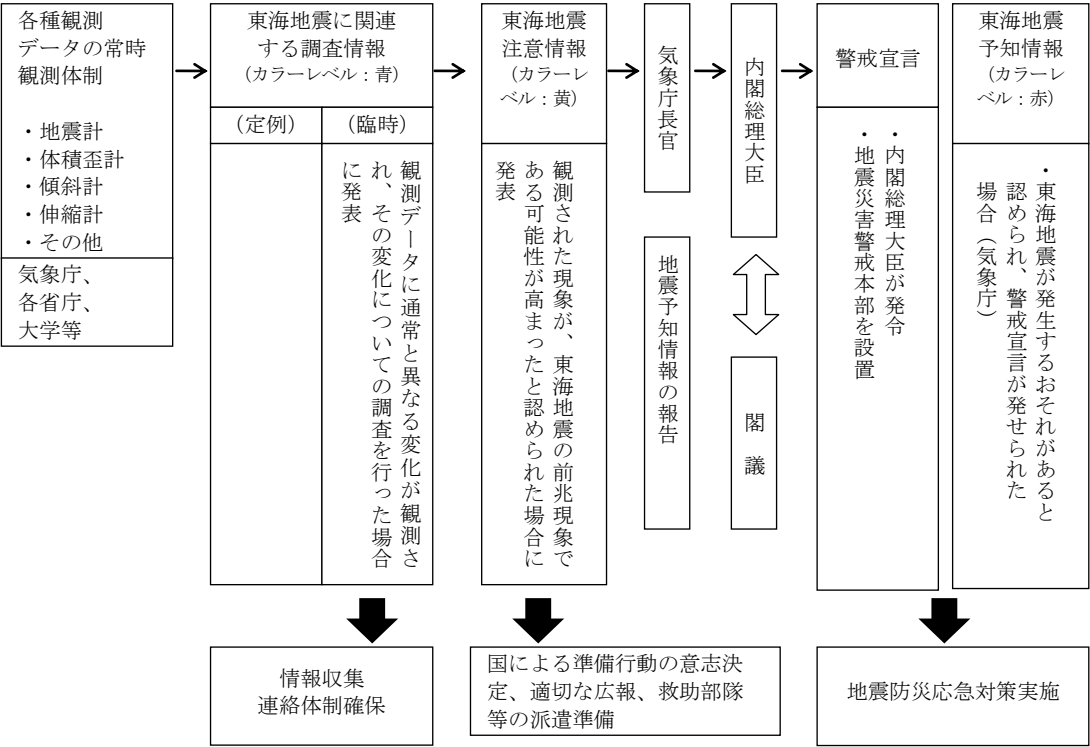
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される情報

3 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

東海地震に関連する情報の発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

1 市職員の配備体制及び行動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、防災危機管理課職員、各支所職員は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

2 県、防災関係機関との連絡体制の確保

市は、防災危機管理課職員の中から連絡用職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 情報内容の周知

(1) 職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

(2) 住民への広報

市防災行政無線、広報車、Ｌアラート等を活用して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

1 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、市長は物資の点検、調達、児童・生徒の引渡し等の安全確保対策等の措置を講ずるものとする。

2 市職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、職員参集メール、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。

- ① 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- ② 地震災害警戒本部設置の準備
- ③ 消火薬剤、水防資機材等、市が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- ④ 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備
- ⑤ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- ⑥ 県への報告、必要な要請等
- ⑦ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 住民への広報

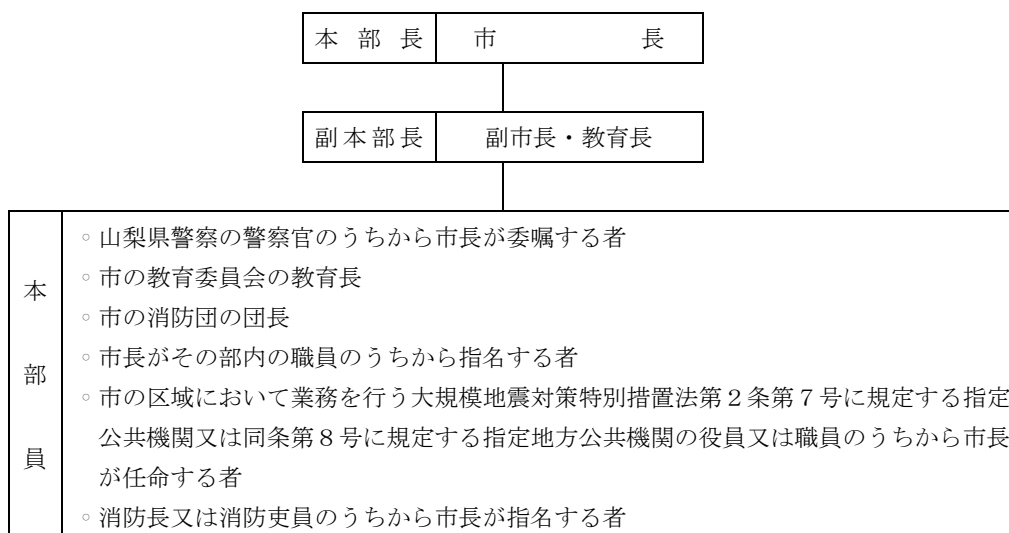
市防災行政無線、広報車、Ｌアラート、市ホームページ等を活用して、東海地震注意情報の内容とその意味について周知を行い、旅行の自粛など適切な行動を呼びかけるものとする。また、市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

第3 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の体制

1 笛吹市地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発令された場合、「笛吹市地震災害警戒本部条例」に基づき、市長は、直ちに笛吹市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

市警戒本部の概要は、次のとおりである。



資料編 ○ 笛吹市地震災害警戒本部条例

2 市職員の配備

直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につく。

3 市警戒本部の事務

市警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- ① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- ② 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- ③ 避難の勧告又は指示
- ④ 事前避難対象地区からの避難のための指定避難所の開設
- ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、指定避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- ⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- ⑦ 救急救助のための体制確保
- ⑧ その他市内での地震防災対策の実施

東海地震（予知あり）に係る配備体制

配備体制の名称	配 備 基 準	配備を要する所属及び人員等
東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	災害対策本部員 防災危機管理課職員 支所職員
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震注意情報が発表されたとき。	全職員
警戒宣言発令時（東海地震予知情報）配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき。	全職員

第4 地震発生時の体制

1 笛吹市災害対策本部

- (1) 市長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため災害対策本部を設置する。
- (2) 警戒本部から災害対策本部に移行するときの災害対策本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に努める。

2 組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」に定めるところによる。

3 災害対策本部の事務

災害対策本部が実施する主な事務は、次のとおりである。

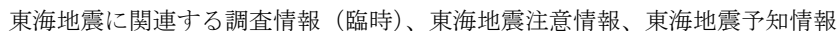
- ① 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被災者の救助・救護その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- ④ 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 避難路の確保、避難誘導、避難場所の設置運営
- ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑦ ボランティアの受入れ
- ⑧ 自主防災組織との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生の防御、拡大防止のための措置等

第1 地震予知に関する情報等の伝達

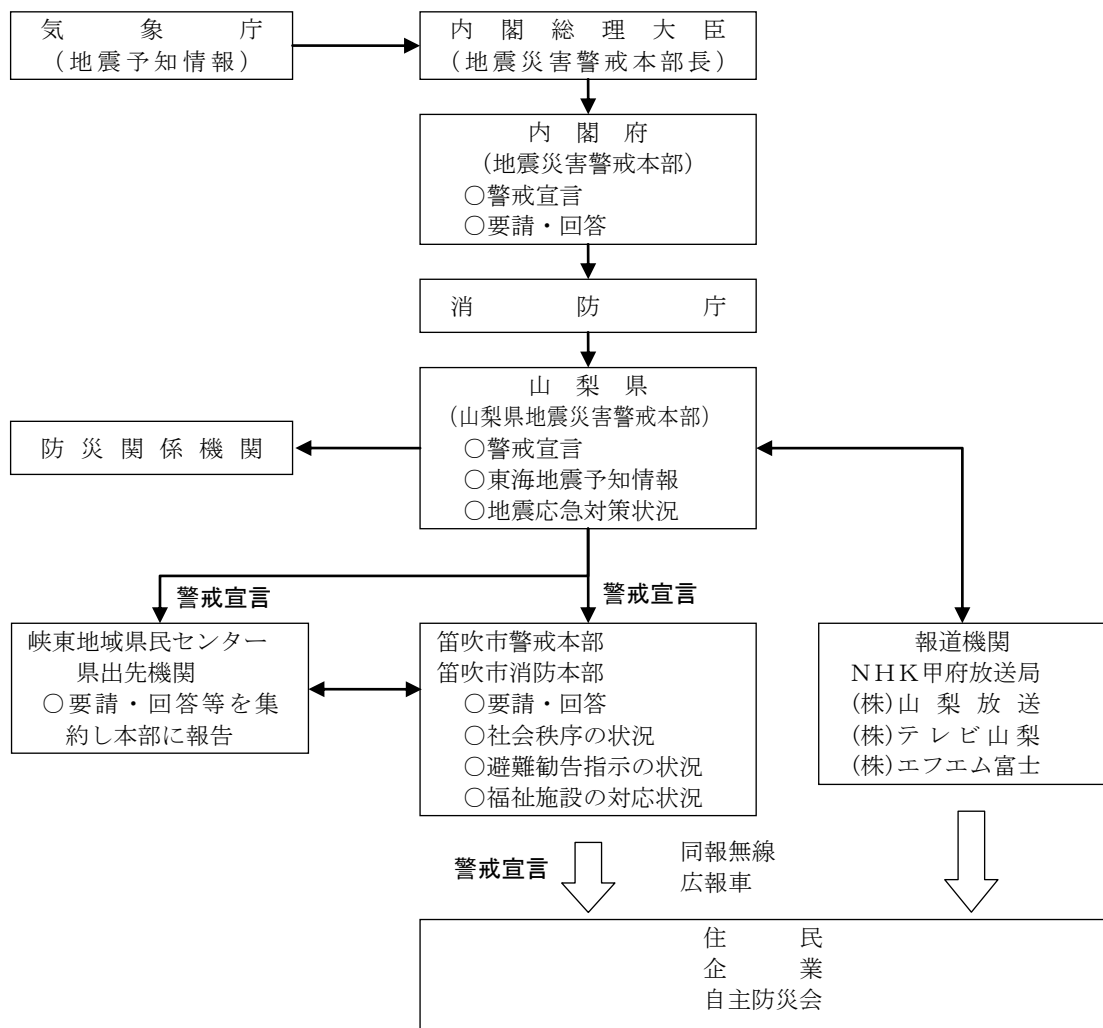
東海地震に関連する情報の種類及び内容は、次のとおりである。

各情報発表後、東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

(1) 東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報

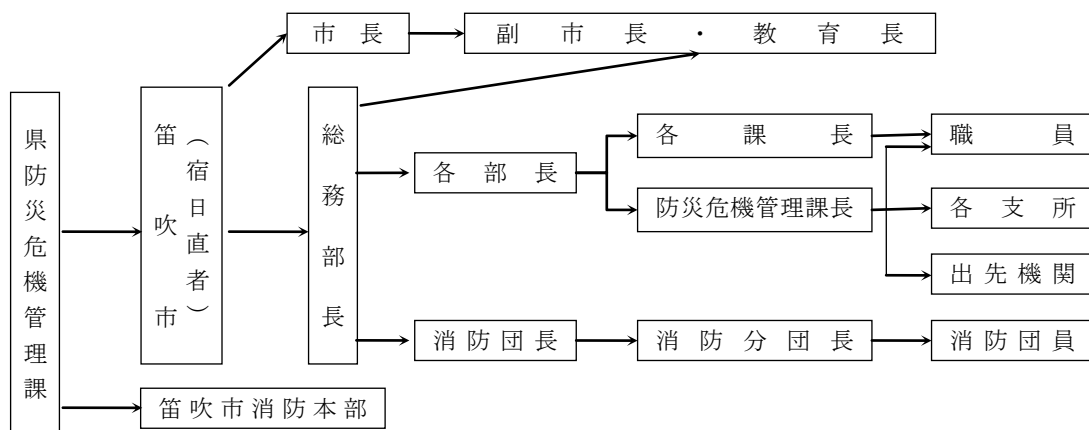


(2) 警戒宣言発令時の情報伝達

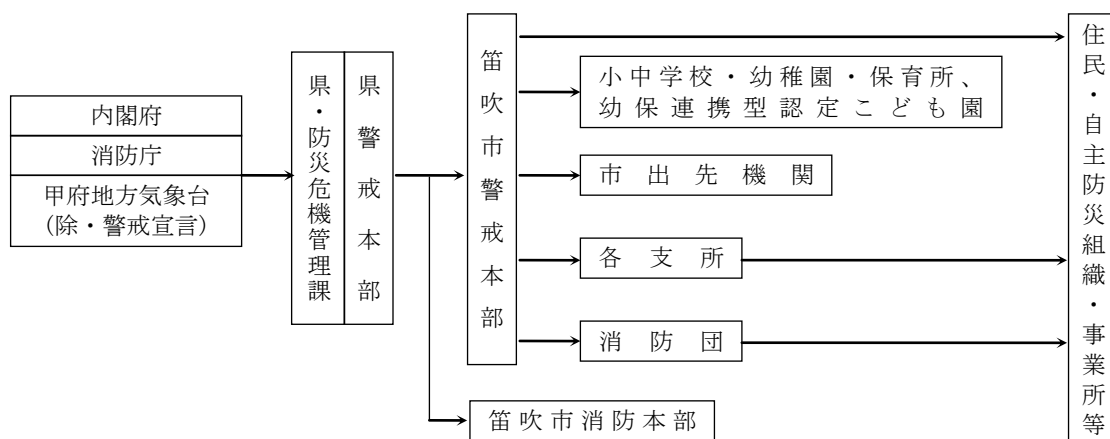


3 市域における伝達系統

(1) 警戒本部設置以前の勤務時間外



(2) 勤務時間内及び警戒本部設置後



第2 応急対策実施状況等の収集伝達

1 防災関係機関との情報収集伝達

市は、県、防災関係機関と相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容等

(1) 関係機関等からの情報収集

警戒本部は、防災関係機関等から次の情報等を収集する。

関係機関名	収集すべき情報
笛 吹 市 医 師 会	病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
笛 吹 警 察 署	交通規制の状況
J R 東 日 本 石 和 温 泉 駅	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に残留している旅客数
東 日 本 電 信 電 話 (株) 山 梨 支 店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド (株) 山 梨 総 支 社	災害時の被害状況、規模及び復旧状況の情報の交換等
中 日 本 高 速 道 路 (株) 八 王 子 支 社	高速道路の交通規制の状況及び車両の走行状況
山 梨 交 通 (株)	運転を停止したバス台数及び営業所に残留している旅客数
市 福 祉 事 務 所	保育を停止した保育所・幼保連携型認定こども園数、保育所・幼保連携型認定こども園に残留している保育児童数
市 教 育 委 員 会	授業を停止した市立幼稚園・小学校・中学校の数、市立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数
避 難 場 所 の 施 設 管 理 者	避難状況
笛 吹 市 商 工 会	主要スーパーの営業停止店舗数

(2) 山梨県警戒本部への報告

警戒本部は、収集した情報を山梨県警戒本部に報告する。

報 告 ル ー ト			報 告 事 項
県警戒本部設置状況	設置前	市総務部→峡東地域県民センター→県防災危機管理課	避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道、定期バス（施設構内の者を除く。）、通行規制等で停滞している車両数
	設置後	市警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	市福祉事務所→県保健福祉事務所→県福祉保健部→県防災危機管理課	保育を停止した保育所数、保育所に残留している園児数（幼保連携型認定こども園も含む。）
	設置後	市警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	市教育委員会→峡東教育事務所→県教育委員会→県防災危機管理課	授業を停止した市立幼稚園・小学校・中学校の数、市立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数
	設置後	市警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	市産業観光部→峡東地域県民センター→県産業労働部→県警戒本部	主要スーパーの営業停止店舗数
	設置後	市警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	

3 「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

(1) 東海地震注意情報発表時

市は、次の様式により各状況を峡東地域県民センターに対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況（様式4－3－1）
- イ 地震防災応急対策実施等状況票（様式4－6－1）

(2) 東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時

市は、次の様式により各状況を峡東地方連絡本部に対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況（様式4－3－1）
- イ 市町村別避難所開設状況一覧表（様式4－5－1）
- ウ 地震防災応急対策実施等状況票（様式4－6－1）

資 料 編 ○「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式

第4節 広報活動

第1 市の広報活動

1 広報体制

市警戒本部（広報班）は、住民に対して的確な広報を行い、適切な対応をとるよう促すものとする。

また、住民等の問い合わせに対応できるよう、住民部は、問い合わせ窓口等を開設する。

2 広報内容

市は、次の事項について広報を行う。

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- ② 主な交通機関の運行状況及び交通規制状況
- ③ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ④ ライフラインに関する情報
- ⑤ 緊急時以外の電話の自粛
- ⑥ 市内の生活関連情報
- ⑦ 事前避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- ⑧ 家庭において実施すべき事項
- ⑨ 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- ⑩ 金融機関が講じた措置に関する情報
- ⑪ 市の準備体制の状況
- ⑫ その他必要な事項

3 広報手段

次の広報手段を活用し、広報を行う。

- ① 市防災行政無線
- ② 広報車
- ③ Lアラート
- ④ 市ホームページ
- ⑤ 臨時広報紙、冊子
- ⑥ 庁舎へ災害住民相談窓口の開設
- ⑦ 自主防災組織を通じた広報活動

4 広報文例等

東海地震に関連する情報についての放送文例は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○「東海地震に関連する情報」に関する放送文例

第2 県の広報活動

県は、東海地震観測情報・東海地震注意情報・東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報、主な交通機関運行状況及び交通規制状況、ライフラインに関する情報、家庭において実施すべき事項等について、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子など様々な広報手段により実施する。

第3 県警察の広報活動

県警察は、車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用等により広報する。また、新聞、テレビ、ラジオ等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる警戒宣言発令の広報を実施する。さらに、交番等を利用した住民相談窓口を開設する。

第4 防災関係機関の広報活動

1 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。

2 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガス供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

4 NTT

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

5 JR東日本

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

6 市営バス（市総務部、総合政策部、教育委員会）

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

7 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

8 水道管理者（市公営企業部）

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

9 その他防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動

第1 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時における避難勧告又は指示の基準は、次のとおりである。

なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

第2 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

本市における警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる「事前避難対象地区」は、資料編に掲載の地域とする。

資料編 ○事前避難対象地区及び避難所一覧

2 事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の指定避難所までの避難路
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 車両による避難が行われる地域及び対象者
- ⑤ 避難の勧告と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 避難勧告・指示及び警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区の住民に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定する。

4 自主防災組織への協力依頼

市長は、警戒宣言発令時には、自主防災組織に対し次の活動の実施を求めるものとする。

自主防災組織への協力依頼事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 避難所の点検及び収容準備
- ④ 収容者の安全管理への協力
- ⑤ 負傷者の救護準備
- ⑥ 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- ⑦ 耐震性の不十分な建物からの避難の勧め

5 災害救助法の適用となる避難対策への対応

市長は、災害救助法が適用されるほどの地震が発生した場合に、適切な避難対策が実施できるよう、地区ごとの住家減失世帯調査班の編成、適用申請用紙の準備等を行う。

6 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人、外来者等に対する避難誘導等については、広報車、市ホームページへの外国語掲載など、適切な措置を講ずる。

7 帰宅困難者及び滞留旅客対策

石和温泉駅長、観光協会等の関係事業者と連携して、帰宅困難者及び滞留旅客の現状を把握するとともに、各種情報の提供、帰宅困難者・滞留旅客の保護、滞り場所の設置及び帰宅支援対策を実施する。

8 避難所における避難生活の確保

- (1) 市が設置した指定避難所には、情報連絡のため市職員を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等の協力によって準備する。
- (3) 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。
- (4) 市は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、関係事業者等（石和温泉駅、観光協会等）と協議する。
- (5) 市は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 市は、トイレの近くや段差のない場所を要配慮者の避難スペースとして確保するなど要配慮者に配慮するとともに、保健師・ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配など重度障がい者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 指定避難所では自主防災組織単位で行動する。

資料編 ○市指定避難所一覧

第6節 市民生活防災応急活動

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- ② 市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。
- ③ 備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

2 市の活動内容

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急避難等で、非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 食料備蓄倉庫、防災倉庫の在庫状況の把握
- (3) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (4) 救助物資の受入場所の確保と受入体制の整備
- (5) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、当該事態が起こった場合には、県と連携して必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令時における市（公営企業部）の活動内容は、次のとおりである。

- 1 市（公営企業部）は、緊急貯水を実施する。警戒宣言発令後は、一時的に大量の水道水が必要となるので、閉鎖井戸の活用、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要量の確保に努める。
- 2 住民に対して、必要量の飲料水を確保するよう広報を行う。
- 3 市（公営企業部）は、応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び応急復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- 4 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- 5 給水車、応急給水用資機材の点検及び給水体制の確立を図る。
- 6 水道工事業者等との協力体制を整える。

第3 医療活動

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

- 1 市（保健福祉部）は、地震発生に備え、入院患者等の安全確保対策など地震防災応急対策を実施するほか、医薬品等の転倒防止対策・緊急調達、また医療救護班の編成等を行う。
- 2 各地区の保健センター又は避難所等に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入体制につ

いて、峡東保健所に通知する。

- 3 市内医療機関の診療継続状況を把握する。
- 4 傷病者を搬送するための車両、要員を確保する。また、交通規制状況を把握する。
- 5 住民に対して、医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受入体制について広報を行う。

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

1 市の活動内容

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 仮設トイレの準備を行う。
- (2) 清掃、防疫のための資機材を準備する。
- (3) 関係業者との地震発生時における協力体制の構築を図る。

2 住民・自主防災組織の活動内容

警戒宣言発令時における住民・自主防災組織の活動内容は、次のとおりである。

- (1) し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 必要に応じ、自主防災組織において清掃班を編成し、清掃、防疫のための資機材の準備、仮設トイレの設置場所の確保等を行う。

第5 幼児、児童・生徒の保護活動

- 1 東海地震注意情報が発表されたときには、学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園（以下「学校等」という。）は、次の措置を講ずる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講ずる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引き渡し、中学生以上は集団下校とする。
- (3) 留守家族児童・生徒等は、学校等において保護し、保護者の来校を待って引き渡す。

- 2 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講ずる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講ずる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引き渡し、中学生以上は集団下校とする。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市警戒本部との連絡の上、対策を講ずる。

- (4) 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

- (5) 授業（保育）終了時に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止し、学校は注意情報又は予知情報が解除されるまでの間休校とする。

第6 自主防災活動

注意情報発表時から災害発生時までの間、市等が実施する準備行動及び地震防災応急対策に併行して、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等避難行動要支援者が避難を開始する場合は、必要により市保健師と連携を図り、自主防災組織において指定避難所まで搬送する等の対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、要配慮者の受入体制、必要な日常生活用品等の確保など、市や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 自主防災組織の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。

ウ 地震防災応急対策実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア 家具の転倒防止対策

イ タンス、食器棚等からの落下等防止対策

ウ 出火防止及び防火対策

エ 備蓄食料・飲料水の確認

オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える。

(6) 避難行動

ア 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難勧告又は指示を伝達し、速やかに事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難所へ避難させる。避難後は避難状況を確認

し、市警戒本部に報告する。

資料編 ○事前避難対象地区及び避難所一覧

イ 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、市保健師等と連携を図り、自主防災組織において指定避難所まで搬送する。

ウ 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、速やかに指定避難所まで避難する。

エ 事前避難対象地区外であっても、耐震強度が不十分な家屋住民に対して、付近の安全な空き地等へ避難するよう勧める。

(7) 避難生活

ア 避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、市防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7 家庭における防災活動

家庭においては、東海地震の関連する情報に応じて、適切な防災活動を実施する。

1 東海地震観測情報が発表された場合

市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて普段と同じような行動をとる。

2 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 地震発生に備え、次のような準備行動を実施する。

ア 不要不急の旅行、出張の自粛

イ 自動車の使用を控える。

ウ 食料・飲料水等の確保

エ 浴槽等への水の汲み置き

オ 家族同士の連絡方法の確認

カ 室内の家具の固定

キ その他必要な準備行動の実施

(2) 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 地震発生に備え、日頃の防災訓練の経験を生かして、慌てずに落ち着いて次のような行動を実施する。

ア 崖崩れ等の危険箇所及び耐震性のない建物からの避難

イ 飲料水の蓄え、食料・医薬品・懐中電灯・ラジオ等の非常持出品の確認

- ウ 火元の点検、破損・転倒しやすいものの点検の実施
 - エ 避難地・避難所の確認
 - オ 屋根の修理等の危険な作業を控える。
 - カ 交通規制等が実施されるため、自動車の使用を控える。
 - キ その他必要な防災行動の実施
- (2) 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。
- (3) 病人等要配慮者は、家族と、あるいは自主防災組織等の協力によって、事前に指定避難所に避難する。

第7節 防災関係機関の講ずる措置

第1 電力（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

- 1 東京電力パワーグリッド山梨総支社は、非常災害対策本部を、甲府支社は同支部を設置する。
- 2 東海地震注意情報が発せられた場合
 - (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
 - (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
 - (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。
 - (4) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。
 - (2) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第2 通信（NTT、NTTドコモ）

- 1 東海地震注意情報が発せられた場合は「情報連絡室」、警戒宣言が発せられた場合は「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。
- 2 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。
- 3 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

第3 ガス（ガス供給機関）

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) ガスの供給継続を確保する。
 - (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。
 - (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
 - (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
 - (5) 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガ

ス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

資料編 ○市内簡易ガス事業者一覧

第4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後において、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

平常どおり営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講ずる。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、すべての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。

※注 (1)は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの

(2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。

(3) 上記の(1)及び(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

(4) 郵便局については、日本郵便株式会社と警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講ずるよう要請を行う。

(5) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期するとともに、電算機についても耐震措置を講ずる。

(6) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

(7) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

3 発災後

(1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとる。

(2) 預貯金の払戻しについて、通帳等を紛失した者への簡易な確認方法により、払戻しの利便を図る。

(3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとる。

(4) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

(5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また、保険料の払込みについて適宜猶予期間の延長措置を講ずる。

(6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

第5 鉄道（JR東日本）

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 平常どおり運行を継続し、強化地域内を旅行目的としない夜行寝台列車については、強化地域への侵入を抑止する。
- (2) 旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。
- (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行う。
- (2) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
- (3) 強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

路 線 名	停 車 駅
J R 中 央 本 線	上野原～小淵沢（無人駅を除く。）

- (4) 駅施設の旅客及び駅に停車した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として列車内又は駅舎内に待機させる。児童・生徒については、学校と連絡をとり、対応を協議する。

待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行う。食事の斡旋が不可能となったときには、関係自治体に食事の斡旋の援助を要請する。なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ関係自治体と協議しておくものとする。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、当該市町村の定める避難地に避難させる。

- (5) 病人発生等緊急を要するときは、応急措置を行い、指定救急医療機関に収容する。
- (6) 輸送確保の見込み等について、利用者に広報をする。
- (7) その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、当該市町村と連携した対策を行う。

第6 市営バス（総務部、総合政策部、教育委員会）

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。
- (2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。
- (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

- (2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、スクールバス運転手は、学校と連絡を取り、必要な対応措置をとる。

第7 病院、診療所

1 病院、診療所の措置

病院、診療所は、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては、次の基準に従って適切な措置を行うものとする。また、市は市内医療機関についても同様の措置を行うよう、笛吹市医師会を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入は原則として制限する。

なお、外来患者の受入を制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

2 住民への広報

医療機関における外来患者の受入は、原則として東海地震注意情報発表時には制限され、また東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは中止になるので、市は、住民に対して外来診療は控えるよう、広報車、市ホームページ等を活用し、また自主防災組織を通じて、理解と協力を求めるものとする。

第8 百貨店・スーパー等

1 百貨店・スーパー等に対する依頼

市は、百貨店・スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時には次の措置を行うよう、笛吹市商工会等を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水・生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

2 住民への広報

市は、住民に対して、不要な買い物や買い占めの自粛等、冷静な行動をとるよう、広報車、市ホームページ等を活用し、広報を実施するものとする。

第9 県・市社会福祉協議会、県ボランティア協会

- 1 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。
- 5 要配慮者に関するニーズ把握を行う。

第8節 交通対策

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、県警察は、次の交通対策を実施する。

なお、市は、県警察が行う交通対策と連動して、住民に対して①テレビ等による交通情報等の視聴、②不要不急の旅行の自粛、③車両運転の自粛、④運転者のとるべき措置等について、広報車、市ホームページ等の活用により、広報を行うものとする。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

- ① 市内での一般車両の走行は、極力抑制する。
- ② 市内への一般車両の流入は、極力制限する。
- ③ 市外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- ④ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。
- ⑤ 高速自動車道については、一般車両の市内への流入を制限するとともに、市内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

2 交通規制計画の策定

県警察は、次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

- (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- (2) 緊急輸送路、避難道路その他防災上重要な幹線道路
- (3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）
- (4) 広域的な避難所等防災上重要な施設の周辺道路
- (5) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- (6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- (7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

- (1) 交通規制の実施に当たっては、県警察は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。
- (2) 交通規制の実施に当たっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時には、運転者は次の措置をとるよう、周知徹底を図る。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、県警察は、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

第5 交通情報及び広報活動

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、市域内の一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとする。市においても、事業所等に対して必要な情報の伝達、要望等を行うものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
 - (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - (3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認
- 2 顧客、従業員等への対応
 - (1) 注意情報の発表の周知、内容の説明
 - (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 原則、施設の利用・営業等を中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
 - (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
 - (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施
- 2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等に鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第3 市の措置

市は、平素から、また東海地震の関連情報が発表されたときは、「広報ふえふき」、市ホームページ、広報車等を活用して、事業所等に対して次の措置を行うものとする。

- 1 平常時の措置

市は、事業者等に対して平素から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。

 - (1) 施設・設備の安全対策の推進
 - (2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育
 - (3) 徒歩による帰宅訓練の実施

- (4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄
- (5) 防災訓練の実施
- 2 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときの措置
 - 市は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。
 - (1) 要請、要望事項
 - ア 施設・設備の転倒防止措置、看板等の落下防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施
 - イ 早期退社の勧め
 - ウ 従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知
 - エ 自家用車による出勤、帰宅等の自粛
 - (2) 周知事項
 - ア 避難地・避難所の指定場所
 - イ N T T が地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤルの利用方法

資料編 ○災害用伝言ダイヤルの利用方法

第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 南海トラフ地震に関する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

発表条件は以下表のとおり

情報名	情報発表の条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

第2節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の 対策体制及び活動

南海トラフ地震に関連する情報は、南海トラフ地震に対する国及び県としての新たな防災対応が定められるまでの当面の間の措置である。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

第1 市の体制

市は、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発表し、県防災危機管理課から同内容に対し連絡があった場合には、庁内の関係部局で情報を共有し、必要に応じて、庁内各担当課による連絡会議を開催し、情報収集や関係機関との情報共有を実施する。

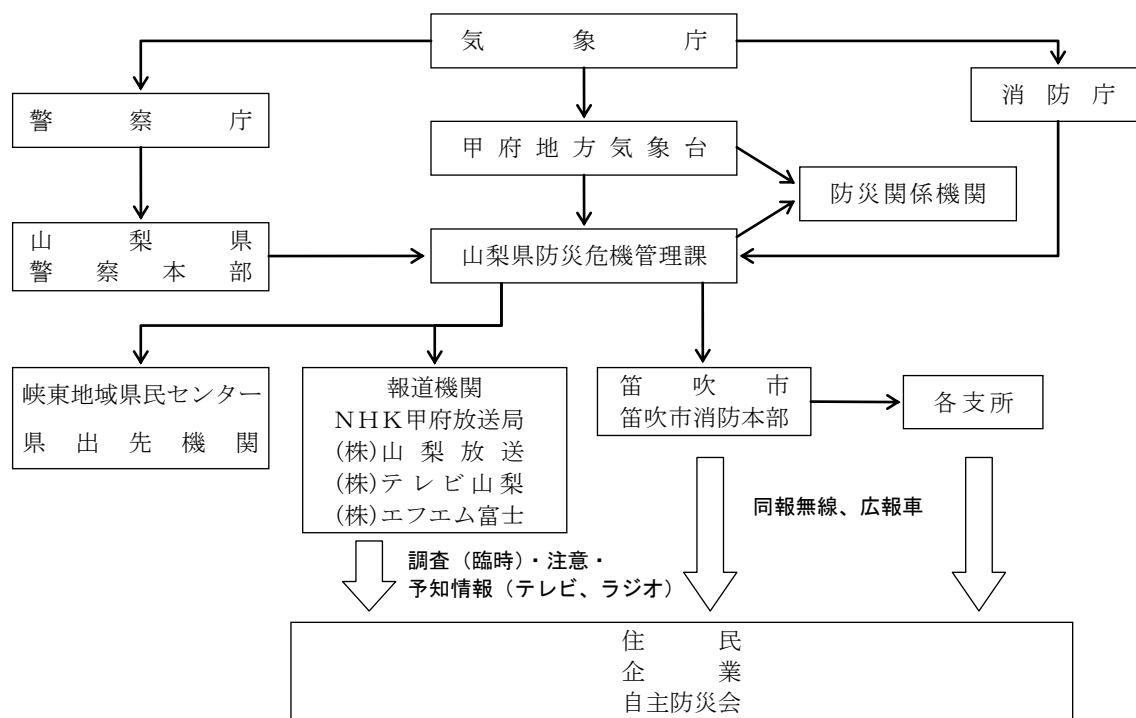
第2 市民への広報

市は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表されたときは、市民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。

呼びかける今後の備えの例

- ・家具の固定
- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取決め
- ・家庭における備蓄の確認

第1 南海トラフ地震に関連する情報（定期）及び（臨時）の伝達及び通報



第6章 災害復旧・復興対策計画

第1節 災害復旧事業計画の作成

一般災害編第4章第1節「災害復旧事業計画の作成」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第4章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。